

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 施政方針説明
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 1号 上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 上天草市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号 上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 5号 上天草市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 6号 上天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 7号 上天草市個人情報保護条例及び上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 8号 上天草市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 9号 上天草市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第10号 上天草市上水道事業及び湯島簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第11号 上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第12号 上天草市姫戸地域振興センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第13号 上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 2 0 議案第 1 4 号 上天草市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 5 号 上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 6 号 上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 1 7 号 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 1 8 号 平成 2 8 年度上天草市一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 2 5 議案第 1 9 号 平成 2 8 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 0 号 平成 2 8 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 1 号 平成 2 8 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 2 号 平成 2 8 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 3 号 平成 2 8 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 4 号 平成 2 8 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 5 号 平成 2 8 年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 6 号 平成 2 8 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 3 議案第 2 7 号 平成 2 8 年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 4 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度上天草市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 5 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度上天草市一般会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 0 号 平成 2 9 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第 3 7 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度上天草市診療所特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度上天草市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度上天草市斎場特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 4 号 平成 2 9 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 5 号 平成 2 9 年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 6 号 平成 2 9 年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 3 7 号 平成 2 9 年度上天草市電気事業特別会計予算

- 日程第44 議案第38号 平成29年度上天草市水道事業会計予算
日程第45 議案第39号 平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
日程第46 議案第40号 平成29年度上天草市下水道事業会計予算
日程第47 議案第41号 市道路線の廃止及び認定について
日程第48 議案第42号 市道路線の認定について
日程第49 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
日程第50 報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
日程第51 同意第1号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めること
について
-

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（16名）

議長	田中 勝毅				
1番	何川 誠	2番	嶋元 秀司	3番	切通 英博
4番	塩田 真一	5番	何川 雅彦	6番	宮下 昌子
7番	西本 輝幸	8番	高橋 健	9番	小西 涼司
10番	北垣 潮	11番	島田 光久	14番	園田 一博
15番	桑原 千知	16番	渡辺 勝也	17番	津留 和子

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市	長	堀江 隆臣	副	市	長	小嶋 一誠												
教	育	長	藤本 敏明	総	務	企	画	部	長	和田 好正								
市	民	生	活	部	長	緒方 雅文	建	設	部	長	藤島 幸治							
経	済	振	興	部	長	村川 和敬	教	育	部	長	舛本 伸弘							
健	康	福	祉	部	長	辻本 智親	上	天	草	総	合	病	院	事	務	部	長	松本 精史
総	務	課	長	山下 正	財	政	課	長	濱崎 裕慈									
会	計	管	理	者	木本 昌亮	水	道	局	長	小西 裕彰								

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 宇 藤 竜 一 局 長 補 佐 海 崎 竜 也
主 事 木 本 臣 英

開 会 午 前 1 0 時 0 0 分

○議長（田中 勝毅君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回上天草市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中 勝毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に15番、桑原千知君、16番、渡辺勝也君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（田中 勝毅君） 日程第2、会期の決定については、去る1月26日及び2月13日に議会運営委員会が開催され、会期日程などについて協議がなされておりますので、議会運営委員長からの報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

平成29年第1回上天草市議会定例会にあたり、1月26日及び2月13日に委員会を開催し、調査・審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配布いたしております定例会日程表のとおり、本日2月20日が開会、提案理由の説明、24日が議案質疑及び委員会付託、27日及び3月2日の2日間一般質問を行います。

常任委員会は3月3日、6日、7日の3日間開催することとし、10日を最終日として委員長報告・採決・閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は46件、その内訳は市長提出議案42件、専決承認1件、同意1件、及び報告2件であります。

この定例会に付議されます議案の取り扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等を慎重に審査し、全議案を本会議へ上程することに決定いたしました。

人事案件である、同意第1号上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めるこ

とについては、委員会への付託を省略し、2月24日の本会議で審議採決することに決定いたしました。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うことを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田中 勝毅君） それでは、お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

○8番（高橋 健君） 質問していいですか。

○議長（田中 勝毅君） 8番、高橋健君。

○8番（高橋 健君） 一般質問の通告期限が金曜日でした。私は議長及び議会運営委員長には上天草市の施政方針がきょう配られたですよ。これに対しての一般質問をするに当たり、どのような形で通告がされてるのか、お聞きしてよろしいでしょうか。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） もう1回いいですか。

○8番（高橋 健君） 施政方針がきょう配布されています。質問があるのかないかちよつとわからないですけども、もしかしたら6月なるかもしれませんけれども、当然、我々議員さんたち今度4月に改選があります。我々のやれることを今のうちにやりたいという方も恐らくいらっしゃると思いますので、それに対してまず通告期限が金曜日でした。でもこれが、きょう配付されてます。これに対しての一般質問の通告の内容はどういうふうになっているのかと。これに対して一般質問したいというのはたしか、議会運営委員長にも言っているし、議長にもそれは再三伝えている。早めにこれは出してくれという形でですね――。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） いいですか。あの高橋議員が以前言われたのは、議案じゃなかったですか、施政方針だったですかね。今言った、今回から開会日に一般質問の順番とか内容を配布するために、前倒ししたんですよ。逆に、これはもう議会のほうでしたことであって、施政方針に対して一般質問をするというのは、そうですね――。

○8番（高橋 健君） それでいいですよ。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） ただ、そのたとえ一般質問をされるならされる中で施政方針に触れるとかですね、そういう工夫をされればどうにかそのできるだけじゃないかなと思うんですけど――。

○議長（田中 勝毅君） 高橋健君。

○8番（高橋 健君） これはもう、議長にも議会運営委員長にも市政運営方針に関しては、前回のときにも私こう言ったと思うんですよ。事前に出してほしいということでこれは議案じゃないので、当然、6月もできます。でも初年度が始まる前の時にこうタイムリーに質問をしたいというのは、議員さんたちの私は心情じゃないかなと思いますので、そこら辺は前回も私は配慮してほしいという形をお願いをしたので、そういうことがあるときには、よろしくお願ひいたします。出せばいいことですので。検討してください。

○議長（田中 勝毅君） ほかに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月10日までの19日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（田中 勝毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成28年12月定例会以降の報告事項はお手元に配付のとおりです。

資料等について必要な方は、議会事務局で御閲覧を願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（田中 勝毅君） 日程第4、行政報告。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

平成29年第1回市議会定例会の開催にあたり、昨年12月以降の行政の主な取り組みについてその概要を報告いたします。

まず初めに、総務企画部門でございます。

1月4日に松島総合運動公園で上天草市出初め式を挙行し、595人の消団員が参加いたしました。昨年は、熊本地震や大雨による災害などを多岐にわたって御尽力いただきました消防団には、本年も市民の安心、安全な暮らしのために御活躍いただくことをお願いしたところでございます。

東京都文京区との交流につきましては、日本に2カ所しかない湯島の地名のつながりをきっかけに、平成26年から湯島天満宮で開催される湯島天神梅まつりへの参加をスタートとして、両湯島の住民同士の地域間交流が始まり、徐々にその輪が広がりつつあります。そうした動きを踏まえ、前回報告いたしましたとおり、これまで文京区と協議を重ねてまいりました上天草市と文京区との相互協力に関する協定を、先日2月17日に締結いたしました。今後は両都市の友好親善をさらに深め、観光、産業、防災分野などを多方面において、首都圏と地方の双方の特色を生かした協力関係を構築してまいります。

地方創生につきましては、国の平成28年度第2次補正予算に地方創生を推進するための、ハード整備の交付金が新たに追加されたことを受け、松島総合運動公園の陸上競技場及びテニスコートに観客席を増設し、プロスポーツチーム等の合宿誘致や、大規模な大会の開催が可能な施

設に改修することを申請しましたが、国において施設改修等によっては特色のより強い分野が優先されたこともあって、一次申請には採択されませんでした。現在3月に予定されている、二次募集に向けて申請内容等のブラッシュアップを行い、再度申請する準備を進めております。

スポーツ施設の充実は、今年度の地方創生推進交付金が採択されたスポーツ・ヘルスツーリズム事業に連動するものであり、温泉や観光といった本市の強みを生かして、地域経営の波及効果を発揮する取り組みと考えており、スポーツ施設をさらに充実させ、本市のポテンシャルを磨き上げスポーツのメッカのイメージを定着させることで、地域経済の活性化につなげてまいります。

次に、移住・定住につきましては、市内の男性と市外の女性を対象とした婚活イベントを12月に開催しました。イベントには男女それぞれ19人の参加があり、クルージングやパーティーなどで互いに交流を深めた結果、10組のマッチングに成功しており、このイベントをきっかけとしたカップルの誕生を期待するところでございます。

また、都市部在住者を本市への移住に結びつけることを目的に、本市の自然、食、文化、暮らし等の魅力を実際に体験していただく上天草市移住体験ツアーを1月と2月に開催いたしました。ツアー参加者からは、自然とともに生活することはとてもぜいたくなことであり、こういう豊かな生活をしたいと思ったという意見などが聞かれ、本市の移住先としての魅力を伝えることができ、将来的に本市への移住に結びつくことを期待しております。

次に、ふるさと納税につきましては、受付窓口や御礼品の拡充に加え、首都圏を中心とした広告、関西圏で開催されたイベントでのPRなど取り組みを強化した結果、寄附額の大幅な増加が実現をいたしました。今年度の寄附額は目標の1億円を上回り、平成29年1月末現在で3億2,400万円を突破しております。寄附の多くは年末にかけて集中しており12月におきましては、1カ月で約2億5,300万円の寄附をいただきました。ふるさと納税の推進は市の財源確保にのみならず、地元の産品等を御禮品として寄附者に送ることにより、地域産業の活性化や本市のPRという面でも効果を発揮することから、寄附額のさらなる増加に向け、引き続き取り組みを強化してまいります。

地域おこし協力隊につきましては、湯島地区の活性化の担い手として1月4日に隊員の委嘱を行いました。隊員は1月早々から湯島に居住し、農作業への従事や特産品開発、地域行事の支援、情報発信等さまざまな取り組みに着手しており、このような隊員の活動を契機として、湯島の活性化の方策を探ってまいります。

また、来年度は、新たに松島町教良木地区で活動する隊員を募っており、引き続き、地域おこし協力隊制度の積極的な活用により、地域の活性化を後押ししてまいります。

次に、経済振興部門について御報告いたします。

前島地区総合開発事業につきましては、観光施設整備における国土交通省との計画変更協議が完了したことから、昨年12月に基本構想及び基本設計に係る委託業者を選定し、計画の具体化に向けたより詳細な作業に着手しているところでございます。交差点改良工事におきましては、

本年1月末に国道266号線の拡張工事に着手したところであり、工事の進捗に合わせて、順次、市道前島線の改良工事を発注する予定でございます。前島地区住民の皆様の安心・安全な生活環境を確保するために目標としている平成30年度までには竣工させ、供用を開始したいと考えております。

また、12月議会で報告いたしました樋合リゾート開発につきましては、今般、進出に意欲を示されていた民間企業から事業構想を提示いただきました。構想では周辺の自然環境を最大限生かして、上質な宿泊施設を核とした事業展開を考えておられます。これまで地元への説明会を開催し、地域の皆様からもさまざま御意見をいただいておりますが、市としましては、長年の企業誘致に取り組んできた場所であり、地元の雇用や地元製品の活用、ひいては観光産業をはじめとした大きな効果が期待できることから、引き続き、地域の皆様に御理解をいただきながら、誘致に向けて最大限の努力をしております。

次に、6次産業の推進と本市製品のブランド化に関する取り組みにつきましては、市内事業者の販路拡大を図るため、昨年に続き、12月16日から18日にかけて、くまもと食の楽園上天草フェア in 大阪を大阪府豊中市で開催いたしました。フェアでは、市内8事業者の参加をいただき、物産展、飲食店や百貨店との商談会、そして観光展を行いました。開催期間中昨年を上回る4万人の来場者があり、本市の特産品や観光資源など効果的に伝えることができました。

また、商談会に参加いただいたバイヤーにおいては、特産品の現地確認のため、本年3月ごろ本市を訪れていただくことになっており、新たな販路拡大につながることを期待するところでございます。今後も本市製品の販売促進と販路拡大に向け、市内事業者への支援に努めてまいります。天草四郎観光協会及び上天草市商工会が主催する、第3回上天草市とれたて市場が1月28日と29日の2日間、熊本市花畑広場で開催されました。ことしは天候にも恵まれ、開店と同時に多くの来場者があり、29事業者のブースには上天草市の新鮮な野菜や魚介類などの特産品を買い求める行列ができました。2日間を通して3万人を超える来場者があり、上天草の農林水産物の加工品のブランドが着実に浸透しつつあることから、今後はこのブランド力をさらなる商品の販売促進に生かすとともに、都市部から上天草市への人の流れをつくり出し、入り込み客の増加と消費の拡大につなげ、地域産業の活性化を図ってまいります。また、銀座熊本館においても、くまもと食の楽園上天草フェアを2月7日から12日にかけて、開催しました。市内9事業者に41品目の商品を出品いただいたほか、2階の飲食コーナーでは、上天草の特産品を使ったランチ、ディナーの提供を行いました。開催期間中1万人を超える来店をいただき、上天草製品の販売促進PRに努めたほか、加工品のモニタリングを行いました。

今後、消費者からの意見も踏まえた本市製品のブラッシュアップを目指すとともに、販売促進と販路拡大に向け、市内事業者への支援に努めてまいります。

また、海運業の振興を図るため、地方創生加速化交付金を活用して海運議事体験システムの構築に取り組んでおり、平成29年度からのシステム運用に向けた実証実験を2月13日に行いました。実証実験では、リアルタイムで運航中の船舶や船内の映像などを市立登立小学校の教室

で映写し海運事業者から児童へ、海運業の仕組みや取り組みについてわかりやすく説明いただきました。今後、本システムの有効活用を図り、あわせて新規船員の確保に向けた支援などを行うことで、海運業の振興に努めてまいります。

次に、健康福祉部について御報告いたします。

消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対する簡素な給付措置として臨時福祉給付金を9月から受け付けており、1月末現在で、7,199人の方に2,159万7,000円を支給いたしました。また、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の障害者等を支援するための年金生活者等支援臨時基金福祉給付金につきましても、305人の方に915万円を支給いたしました。なお、消費税率引き上げと軽減税率導入が2年半延期されたため、新たに経済対策の一環として実施することになりました。低所得者に対する一人当たり1万5,000円の臨時福祉給付経済対策分につきましても、現在3月から受付に向けて準備を行っているところでございます。

次に、市民の皆様の健康の維持増進を図り、病気の早期発見、早期治療を促すために実施しております、特定健診やがん検診などにつきましては、来年度実施する検診の内容や実施の方法などを各世帯へ今月下旬に郵送できるよう準備を進めておりますので、ぜひ受診をしていただきたいと存じます。

次に、介護保険事業においては、住民の身近な場所で介護予防を図っていただくための拠点整備につきまして、今年度は7地区から応募があり、2月末までの完成を目指して整備を進めております。また、本年4月の総合事業への移行につきましては、出前講座等を活用した各地区での説明会や新規事業所、申請手続の案内、受付、従事予定者研修などを実施しながら準備を進めてまいります。

次に養護老人ホーム和光園の民営化につきましては、12月議会での議決を受けて、1月から譲渡先法人との引き継ぎ作業などを実施しており、4月の移行に向けて準備を進めております。

次に教育部門について御報告いたします。

学校規模の適正化に伴う松島中学校と阿村中学校の統合について、PTA等関係者と協議を重ね、統合の時期を平成30年4月1日に決定いたしました。昨年12月には地域への説明会を行い、現在統合に向けて準備を進めております。今後も保護者や、地域住民との協議を行いながら、学校規模の適正化を図ってまいります。また、中南小学校の旧校舎の解体は順調に進んでおり、間もなく完了の予定でございます。

社会教育分野では、1月3日に平成29年上天草市成人式を、松島総合センターアロマで開催いたしました。対象者298人で、255人が出席し、各町を代表の4人による成人の主張が行われました。スポーツ面では、1月22日に開催された第34回熊日郡市対抗女子駅伝では、本市は参加19チーム中18位、2月12日に開催された第43回郡市対抗熊日駅伝では8位となり、躍進賞を受賞することができました。選手、役員の皆様には、本市の代表として市政発揚に貢献いただき、感謝申し上げます。

最後に、上天草市教育大綱を本年3月に策定いたします。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針を定めるもので、この大綱と教育振興基本計画を軸として教育行政を推進してまいります。

以上で、昨年12月以降の行政の主な取り組みにつきましての報告を終わります。

○議長（田中 勝毅君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 施政方針説明

○議長（田中 勝毅君） 日程第5、施政方針説明。

市長から施政方針説明の申し出がありましたので、これを許します。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 平成29年第1回市議会定例会の開催に当たりまして、施政方針を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様に御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成29年度は、熊本地震からの復旧・復興の元年として、地震による影響を克服し、地域経済基盤の強化を図るとともに、市民の安全・安心や暮らしやすさの充実強化、地域の防災力の強化を一層図るため、各施策を積極的に推進してまいります。

国の来年度予算を見ますと、地方財政計画における地方全体の一般財源総額として、前年度より4,000億円増の過去最大となる62.1兆円が確保された一方、地方交付税総額につきましては、地方税収の伸びが見込まれたこともあり、3,700億円の減となりました。地方交付税の5年連続での減は、歳入の約5割を地方交付税に依存している本市の財政運営にとりましては大変厳しい状況が来年度も続くことを示しているものと思われまます。そのような中で、行財政改革を一層推進するとともに、事業実施に当たっては、国等の財源を最大限に活用していくことが肝要となることから、来年度も引き続き1,000億円が確保された地方創生推進交付金につきましては、事業採択に向け積極的に対応してまいります。

地方債につきましては、緊急防災・減災事業債の発行期限が平成32年度まで延長され、過疎対策事業債の枠が300億円増となったこと等を踏まえ、財政健全化に向けた方向を堅持しつつ、各種事業の財源として有効活用を図ってまいります。

昨年10月に策定した平成29年度予算編成方針においては、厳しい財政状況下にあっても、第二次総合計画の基本構想で、最重点戦略及び重点戦略として位置づけている事業に加え、熊本地震から復興に向けたさまざまな取り組みなど喫緊の課題については早急に対処すること、また、合併特例債の活用期限が平成30年度になっていることを踏まえ、今後重点的な取り組みが必要となる事業についても、最優先で予算配分することとしました。その結果、当初予算の概要としましては、平成29年の一般会計の歳入歳出予算総額は168億4,720万7,000円となり、前年度当初予算と比較して、3.6%、6億2,381万1,000円の減となりました。減額の理由としましては

前年度当初予算では、地域振興基金積立金12億円及び地域総合整備資金貸付金、5億8,900万円を計上していたことによるもので、これらの特別な要因を除きますと実質的には、昨年度当初予算と比較して11億6,500万円余りの増額となっております。

歳入では、市税や分担金、負担金、使用料及び手数料、繰入金、繰越金など、自主的に収入できる財源で構成される自主財源額は、前年度から81万1,000円増の34億5,646万6,000円となりました。これは個人市民税や、固定資産税など市税の収入見込み額の増や、ふるさと納税による寄附額の増のほか、平成28年度までに積立額を増額した、地域振興基金やふるさと応援基金について、事業の財源として活用するため繰入金を増額したことによるものです。

なお、財政調整基金については、平成27年度、平成28年度に引き続き、財源不足を補填するため、1億2,523万8,000円を取り崩すこととしております。また、地方交付税、国、県支出金、市債などの依存財源額は前年度から6億2,462万2,000円減の133億9,074万1,000円となりました。これは、地方消費税交付金の交付見込み額の増や、対象事業費の増による国庫支出金及び県支出金の増額の一方、地方交付税に合併算定替の段階的縮減による交付金額の減や、前年度に地域振興基金積立金及び地域総合整備資金貸付金の財源として計上した、合併特例債等を本年度計上しないことにより、市債の発行額が減額したことによるものです。

また、自主財源比率は前年度から0.7ポイント増の20.5%となり、やや改善しているところであり、引き続き自主財源の確保に努めてまいります。

歳出では平成29年度は第二次総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の一層の推進を図るとともに、熊本地震からの復興に向けたさまざまな取り組みを始め、公共施設の老朽化対策など、本市における喫緊の課題の対応に係る事業に対して予算を重点的に配分しています。特に、平成31年度の普通交付税の一本算定移行を念頭に、合併特例債の活用期限が平成30年度と、なっていることに鑑みて、今後、重点的な取り組みが必要となる将来を見据えた基盤づくり、未来を支える人及び財源づくり、災害に強い地域づくりに資する事業については、重点化事業として最優先で予算を配分いたしました。歳出で性質別経費で見ると、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は84億9,844万9,000円で前年度比0.4%、3,476万3,000円の増となりました。これは人件費及び公債費が減額となった一方、扶助費が増額となったことによるものです。内訳は、人件費は前年度比0.6%、1,807万2,000円の減、扶助費が前年度比3.4%、9,813万5,000円の増、公債費が前年度比1.8%、4,530万円の減となっております。

投資的経費は21億6,302万円1,000円で前年度比90.5%、10億2,778万6,000円の大幅な増額となりました。これは重点化事業に積極的な取り組みを行うとしたことから、普通建設事業費の市単独事業は9億8,896万5,000円の増となったことによるものです。主な普通建設事業としましては、補助事業としまして、前島地区、総合開発整備事業5億5,531万9,000円、千巖山地区総合開発整備事業9,900万円、樋島大橋補修事業1億円などを計上しております。単独事業としまして、教良木保育所新築事業1億6,180万円、市道舗装工事単独事業9,200万円、松島総合センターアロママナーアリーナ空調設備設置事業3億1,050万円、松島総合運動公園陸上競技場人工芝整備事業

に2億2,000万円などを計上しています。これらの事業の財源としましては、国等の補助金合併特例債、緊急防災・減災事業債、過疎対策事業債など地方財政措置のある市債に加えて、ふるさと応援基金繰入金を積極的に活用することとしています。

その他、補助費等は11.9%、3億1,666万1,000円増の29億7,125万2,000円となっています。これは例年、補正予算で計上していた、公的病院等運営費補助金及び上水道補助金を当初予算で計上をしたことや、下水道事業が平成29年度から公営企業会計に移行することに伴い、一般会計繰出金から補助金に計上先を変更したことによるものです。

繰出金は、前年度比22.3%、2億9,957万9,000円減の10億4,175万4,000円となっています。

積立金は、前年度計上した地域振興基金積立金について本年度は計上しないことから、90.0%、11億5,077万6,000円の減となっています。

出資金及び貸付金につきましても、前年度計上した地域総合整備資金貸付金について本年度計上しないことから、マイナス76.8%、6億1,525万7,000円の減となっています。

一般会計を除く、特別会計につきましては、平成29年度から下水道事業が公営企業会計へ移行することから、国民健康保険特別会計予算（事業勘定）ほか7会計となりました。特別会計（8会計）の歳入歳出予算総額は合計で91億4,022万9,000円。前年度比1.3%、1億2,317万円の減額となりました。

以上のように、一般会計と特別会計（8会計）の予算総額は259億8,743万6,000円で、前年度比2.8%、7億4,698万1,000円の減となりました。

なお、公営企業会計につきましては、水道事業の会計予算は、収益的収支9億8,320万8,000円。上天草総合病院事業会計予算は収益的収支38億2,864万4,000円。下水道事業会計予算は収益的収入2億9,899万7,000円。収益的支出2億6,456万6,000円となりました。

平成29年度当初予算は、普通交付税の合併算定替が段階的縮減期間の4年目となり、交付額のさらなる減額が見込まれる中、義務的経費等を除く裁量的経費について、前年度の一般財源所要額の90%までとする厳しいマイナスシーリングを断行しました。全ての部局において、創意工夫による歳出削減と歳入確保に向けた見直しの結果、生みだされた財源などを活用して、将来を見据えた基盤づくり、未来を支える人や財源づくり、災害に強い地域づくりに資する事業等に重点的に予算を配分し、財政調整基金からの繰り入れについても、前年度より金額を圧縮し、起債の発行も抑制することができたことで、総予算規模を堅持する中で集中的な投資と健全な財政運営の両立を図ったメリハリのある予算編成を行うことができたと考えております。

なお、昨年11月に九州財務局の財務状況ヒアリングが実施され、本市の財政状況について詳細な調査が行われましたが、その結果九州財務局からは年々地方債現在高が減少していること、合併算定替の段階的縮減に伴う地方交付税の減に備えて、財政調整基金等を積み増ししていること、定員管理などを徹底して人件費等を抑制していることなどから、健全な水準を保って維持しており、留意すべき状況にはないと考えられるとの評価をいただいたところでございます。本市としましては市を取り巻く厳しい財政環境と、合併以来、多年、行財政改革に取り組んできた経

緯を踏まえ、健全財政に向かいつつある現在の流れを堅持してまいります。

引き続き各部門の方針について申し上げます。

まず、総務企画部門でございます。

最初に、平成29年度の組織改正につきまして、将来を見据え、市が抱える政策課題に取り組むための最適な組織体制の形成を目指すとともに、組織間の業務量の平準化・効率化等を図るため、所属の新設、統廃合及び名称変更、事務の移管等を行うこととしています。主なものとしては、総務企画部においては、1、総務課の総括係を総務法制係とし、行革も所管させ、行革・人事係を人事係に名称を変更し、男女共同参画、人権擁護委員、同和対策、更正保護に関する事務を市民課に移管します。2、企画政策課の2係を再編し、2課内室1係とします。具体的には、地域振興係を企画統計係に名称を変更、政策推進係を廃止し、地方創生推進室と開発プロジェクト推進室を新たに設置し、地方創生に関する事業のより積極的な推進と前島千巖山開発及び樋合島の企業誘致などの開発事業における取り組みの推進を図ります。また、企画政策課の情報推進室の所管を総務課に変更し、番号制度推進室を廃止、番号制度推進に関する事務については市民課に移管します。3、監理課の管財係を公共施設マネジメント係に名称を変更し、資産の管理・利活用の取り組みを推進します。

経済振興部においては、1、産業雇用創出課の課名を産業政策課とし、ふるさと納税係、産業創出係、商工振興係を設置し、企画政策課所管のふるさと納税に関する事務を移管します。また、産業雇用創出課所管の前島開発事業、観光おもてなし課所管の千巖山開発事業に関する事務は企画政策課開発プロジェクト推進室にそれぞれ移管します。

建設部においては、1、建設課の工務1係と工務2係を統合し、工務係に名称を変更し、港湾に関する事務は農林水産課に移管します。2、都市整備課の都市計画・住宅係を都市計画係に、水環境係を都市整備係に名称変更いたします。

市民生活部においては、1、生活環境課の市民係と福祉係を統合し、市民・福祉係に名称変更、税務課の徴収係を管理・徴収係に名称変更します。

会計課においては、会計係を設置します。

防災面では、昨年度は熊本地震や土砂災害など災害が多発した年であり、自然災害はいつやって来るかわからない、そういう教訓をもたらしたのがこの熊本地震でありました。これらの災害に対応するため、現在熊本地震の対応についての検証を行っているところであり、平成29年度において、地域防災計画の本格的な見直しを行ってまいります。また自主防災組織についても、あと1地区を残すところまできており、100%の組織率を目指すとともに、自主防災組織への支援を充実させ、いざというときに動ける自主防災組織を育成してまいります。

また、懸案であった大矢野地区及び龍ヶ岳地区の防災行政無線のデジタル化についても、平成29年度の着工に向けて現在実施設計業務を行っているところです。そのため、新年度の当初予算には計上しておりませんが、実施設計が完了し、事業費が確定した後に、補正予算に事業費を計上させていただくことにしておりますので、よろしく願いいたします。

入札契約制度におきましては、契約事務手続の透明性、公平性、競争性及び適正な履行確保を図り、談合その他の不正行為の排除を徹底するとともに、限られた財源の中で最適な公共サービスを提供する観点から、公共工事のコスト縮減や品質の確保に引き続き取り組んでまいります。また、入札制度の運用については、公正かつ自由な競争を通じて受注者等の決定がなされるよう、地方自治法をはじめ、諸法令のコンプライアンスの範囲内において、地場企業の受注機会の確保を図るなど、地元企業の経営安定及び育成に取り組んでまいります。

公共施設等の適正管理については、平成27年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、人口規模及び利用状況等に見合った施設のあり方を検討しながら、施設維持管理に係る財政負担の軽減、平準化が図られるよう、公共施設等のマネジメントに取り組んでまいります。

平成27年度12月に策定した、上天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である本市への人の流れ、安定した魅力ある雇用の創出などを実現するため、地方創生の本格的な事業展開に向けた取り組みを加速してまいります。

国において創設された地方創生関連交付金については、平成26年度以降、先行型交付金、加速化交付金、推進交付金を活用し、6次産業化のブラッシュアップやシティプロモーションスポーツと健康資源を組み合わせた複合型のツーリズムなど、地方創生に資する事業に取り組んでいるところです。今後も行政報告で紹介したスポーツ施設の機能充実を図る事業の拠点整備交付金への再チャレンジに加え、平成28年度推進交付金で採択されたスポーツ・ヘルスツーリズムの2年目の展開を着実に進めてまいります。

地方創生の重点施策の一つである移住促進につきましては、これまで取り組んできた移住相談アドバイザーの設置や移住情報サイトを活用した情報発信、都市部での移住相談会に加え、平成28年度から開始した空き家バンク制度、移住支援助成金制度等を継続して実施するとともに、空き家利用促進補助金の創設や、充実した支援策を紹介する移住促進パンフレットの作成、ターゲットを絞った移住促進策の導入などを新たに展開してまいります。本年度、タレントのロバート秋山さんを起用し、大きな反響を呼び本市の知名度向上に貢献をしたシティプロモーション事業については、来年度も内容刷新して実施し、さらなる本市の知名度向上及び移住促進を図り、流入人口の拡大を目指してまいります。

千巖山開発事業については、駐車場、トイレ、展望所までの車道の整備に着手いたします。整備に当たってはユニバーサル化を図り、障害を持つ方の利便性を向上させるとともに、観光資源としての魅力向上を図ります。また、展望所の整備についても、事業期間内の平成30年度末の竣工に向け取り組んでまいります。

前島地区総合開発事業においては、平成29年度から本格的に交差点改良工事、また、中心施設となる観光施設の整備に着手いたします。交差点改良工事においては、前島地区住民の皆様が安心、安全に道路を利用できるよう、平成30年度末の竣工に向け取り組んでまいります。国道266号の拡張工事については、既に本年1月に着手しており、平成29年度において順次、市道前島2号線・1号線改良工事を発注することにしております。また、観光施設においては平

成28年12月に発注した基本設計をもとに、自然公園法の手続を経て、建築工事に着手し、平成30年度竣工に向け取り組んでまいります。

樋合地区リゾート開発については、樋合地区との共生、市内企業との連携、自然景観との調和などの観点から、関係者の意見を踏まえつつ、進出を予定している企業との調整を行ってまいります。具体的な開発計画が固まり次第、樋合地区住民の皆様への説明はもとより、市議会の議員の皆様へも随時報告したいと考えております。また、関連して、平成29年度においては、開発予定地の地形図作成を行うとともに、樋合地区の利便性向上のためのインフラ整備に向けた検討を進めてまいります。このたびの進出予定企業の開発計画は長年の懸案でありましたけども、樋合地区の活性化はもちろん、ひいては上天草市の観光振興に大きく貢献できるものと考えており、市といたしましては誘致が実現できるよう最大限の努力をしてまいります。

次に経済振興部門でございます。

農林水産業の振興につきましては、第2次総合計画で最重点戦略項目に位置づけられており、国県の補助金を活用した生産基盤の強化に取り組めます。

地域農業の担い手対策については、新規就農者の確保や、地域の担い手への農地集積を促進するため、人・農地プランや、中間管理事業などの制度を推進するとともに、新品種や新たな生産技術の導入に向けた、各種農業者団体への研修助成による担い手の確保及び育成に努めます。

また、今年度新たな取り組みとして、高齢化が進み、農業の担い手不足が懸念される、教良木・内野河内地区において、都市部の人材を地域おこし協力隊として迎え入れ、農業の推進や耕作放棄地の再生利用など、農業分野における地域力の維持・強化を図ります。

耕地関係については、大矢野町京の島地区の基盤整備事業の事業着手に向け、熊本県の協力を得ながら事業説明会を実施し、関係地権者からは事業同意の御理解を得たところですが、平成29年度は国への事業申請及び法手続を実施し、事業採択後、平成30年度より、詳細設計、工事着手と進めてまいります。

有害鳥獣対策については、増加するイノシシ被害対策として、昨年度に引き続き、専任の囑託職員1名を雇用し、地元猟友会との連携によるイノシシ捕獲用箱わなの設置、捕獲隊による駆除の強化及び侵入防止対策としての電柵設置助成等による防除を進めます。また、イノシシの生態を理解していただくために、出前講座の内容をより充実させ、地域住民の皆様と連携した地域ぐるみでの被害軽減対策を進めてまいります。

水産振興については、水産資源の減少や漁業者の高齢化に伴う、漁獲の減少対策として、漁協等関係団体と連携して、魚介類の産卵・生育の場となる藻場再生事業の実施、クルマエビ、タイ、ヒラメ、ガザミなどの種苗放流のほか、市内小中学生を対象に魚食普及に向けたお魚料理教室を実施します。

また、新たな取り組みとして地方創生推進交付金を活用し、廃業により現在使われていないクルマエビ養殖場をアサリの養殖場として復活させ、産業化による雇用の創出を図ります。加えて、漁業者が安心して利用できる漁港施設の機能保全に向けた取り組みとして、漁港の施設機能

保全診断（ストックマネジメント）による長寿命化計画を策定します。これらに加え、平成24年度から港整備交付金を活用して継続実施している、上天草港（江樋戸港区）の改修事業につきましては、平成29年度は浮体式係船岸及びエプロン舗装等の工事を実施し、定期船発着所の工区を完成させ供用開始を行います。このほか、社会資本整備総合交付金を活用して、上天草港内の海岸施設の点検を行い、長寿命化計画を作成します。この事業は国の方針で平成30年度までに完了することとなっております。

続きまして、観光産業については、昨年の熊本地震の風評被害による宿泊キャンセルや観光関連施設の観光客の減少などを踏まえ、改めて基幹産業としての重要性を認識したところがございます。天草地域全体にとっても、高規格道路の新天門橋の完成が間近であることや、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録が期待されるなど、国内外からの注目度はますます高くなってきており、本市としてもこれを好機ととらえ、効果的に観光誘致を促進するための事業に取り組んでまいります。

地方創生推進交付金事業においては、市本の持つ観光資源の魅力の強化や開発に取り組み、長期的な上天草ブランドを確立する観光ブランディング事業を行うこととしており、そのブランドイメージ定着を図るため、漫画コンテンツ等を活用した誘客力の高いイベントを行います。

また、観光客が減少する冬季には、本市の持つすばらしい景観を活用したトレッキングやサイクリングなどアウトドアに関する体験型イベントを行うことで、近年増加傾向にある健康志向の観光客を誘客するなど、市内周遊・滞在につながる企画を実施してまいります。

全国で増加しているインバウンド対策としては、グルメや温泉アウトドアなど魅力あふれるオールシーズンの観光地として積極的にPRし、韓国、台湾など外国人観光客の誘致を図ってまいります。

ふるさと納税につきましては、平成27年度から寄附に対する御礼品の贈呈を開始して、あわせて、インターネットによる寄附金の受付、クレジット決済等を導入したこともあり、年々寄附額が増加しています。平成26年度までには年平均約460万円だったものが、平成27年度は約4,600万円。平成28年度に至っては3億2,000万円を突破し、この増加傾向を持続させるための対策に引き続き取り組んでまいります。ふるさと納税制度の目的は、都市部に集中する税収を地方へ分散することであり、これまでの寄附の傾向から見ても約70%以上が都市部からの寄附であるため、これまで同様ターゲットを都市部に絞ったPR活動の強化に努めてまいります。

6次産業については、上天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略の一つ、農林水産物加工商品の生産、販路の拡大にもとづき、平成28年度に引き続き民間事業者の収益向上に向けた支援に取り組んでおります。具体的には、民間事業者の開発・加工・販売に係るスキル向上を目的とした販売促進スキルアップ研修事業、商品の販売先を拡充すること目的とした関西・上天草交流事業、アンテナショップ出展事業を実施します。

また、ブラッシュアップ商品販路拡大事業については、これまで取り組んできた商品開発から販売促進の強化に軸足を移し、民間事業者の収益拡大を図ります。これら一連の事業を行うこ

とで、6次産業に取り組む民間事業者の底上げを行うとともに、民間主導による6次産業の取り組みを促進させます。

海運業については、上天草市は国内でも有数の拠点の一つとされていますが、一方で、船員が不足し高齢化も著しいことから、海運業の振興を図る上で担い手不足を解消することが喫緊の課題となっております。そこで国土交通省の協力を得て、上天草市海運業次世代人材育成推進協議会を設置し、平成28年度は、本協議会を中心に出前講座や、体験乗船の開催など、海運業の魅力や果たす役割等について広く市内外に周知することで、船員の確保に努めてまいりました。あわせて、就職、進学、人材育成の観点から補助金を創設し、海運事業者、船員に対する支援を行い海運業の振興に努めてきたところです。平成29年度においては、昨年の取り組みを引き続き実施するとともに、地方創生加速化交付金事業の海運業疑似体験システムを活用して、さらに本市海運業のPRに努め、船員確保の支援に努めてまいります。

次に、建設部門でございます。

上天草市普通建設事業計画に基づき、道路、橋梁の整備として、社会資本整備総合交付金を活用した、道路改良事業、舗装事業、橋梁補修事業を実施します。橋梁、トンネル、法面の道路施設の点検を行い各施設の適切な維持管理に努めてまいります。

重点施策として、平成29年度から3カ年の計画で合併特例債を活用した市道の舗装改修事業や、大規模修繕補助及び交付金を活用した樋島大橋等の補修工事を実施し、市民の皆様が安心して安全な生活ができるよう整備を進めます。県事業の推進として、幹線道路、国道、県道整備の早期完成を目指し、国、県及び関係機関に対し要望活動を継続して行うことで、早期に事業効果があらわれるよう推進していきます。

また、昨年の豪雨災害で被害のあった岩谷地区の急傾斜事業については、実施主体である熊本県との連携を強化し、用地の取得等を進めており、1日でも早く事業を完了できるよう努めてまいります。

水環境につきましては、本市の汚水処理人口普及率48.28%と県下でもかなり低い現状であります。産業の基盤となる公共用水域の水質保全や市民の住環境の向上のために下水道への加入促進及び合併浄化槽の普及促進の一層の強化を図ってまいります。

また、下水道事業においては平成29年4月1日より財務会計を企業会計に移行し、経営の健全性や計画性・透明性の向上に努めてまいります。また、施設整備においては、下水道長寿命化計画に基づき、施設の改修を行い、事故発生や機能停止を未然に防止し、安定した汚水処理を行ってまいります。

住宅については、適切な管理が行われてない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに対し、空家対策計画を策定し、地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともに、その生活環境の保全に努めてまいります。

次に、市民生活部門でございます。

環境衛生業務につきましては、上天草市環境基本計画（平成23年から平成32年度）に掲

げる「人と海がふれあう環境に優しいまち上天草市」の実現に向け、美しい海を保全するまちづくりや、ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくりに引き続き取り組んでまいります。美しい海を保全するまちづくりにつきましては、市民及び事業者と連携し、市民の環境に対する理解や意識を高め、海岸清掃等の環境保全活動のさらなる推進を図りながら、今後の水環境施策に結びつけるため、生活排水等が多く流れ込む大矢野川の水質の状況を把握するとともに、河川等の水質改善につながる研修会や水環境改善へ取り組む地域や団体等に経費の一部を助成する支援事業に取り組んでまいります。

また、ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくりにつきましては、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R運動の取り組み強化を図り、適正かつ効率的なごみ処理体制の整備に努めるとともに、レジ袋削減推進運動及び生ごみを堆肥化するキエーロを含む生ごみ処理機購入費補助事業も継続してまいります。地球温暖化対策の着実な推進に向け、市民・事業者・行政が積極的に取り組むため、上天草市地域温暖化対策実行計画区域施策編を策定したところであり、家庭内における省エネルギー化を着実に推進するため、行政も積極的に支援していく必要があることから、家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図ることを目的として、これまで行ってきた太陽光発電システム設置者への助成制度を最新の省エネルギーシステム整備にまで拡充して実施します。

次に、健康福祉部門でございます。

子ども・子育て支援につきましては、国においては次代の社会を担う子ども一人一人の育ちを、社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備の施策が行われております。本市においても、子ども子育て支援法に基づき、平成27年度3月上天草市子ども子育て支援事業計画（平成27年度から平成31年度）ですが、それを策定し、計画の基本理念である「安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまち」が実現できるよう事業施策を推進しております。

子ども医療費については、平成27年度6月から助成対象を小学3年生から小学6年生まで拡充しましたが、行財政改革の推進により、財政的見通しがたった近年の県内の市町村の状況を踏まえ、本年6月から、中学3年生まで拡充することとしております。また、安心して子育てができる環境整備としまして、老朽化している公立保育園について新たな園舎を建設しており、教良木保育園は平成30年3月、龍ヶ岳地区については平成31年3月、統合保育園園舎建設完成に向けて準備を進めてまいります。

障害者福祉については、平成29年度は、上天草市障がい者計画及び上天草市障がい福祉計画の次期計画の策定年度になることから、ニーズ調査の実施、検証を行い、計画の基本理念となる安心・快適な暮らしづくりのさらなる実現に向け、障がい者計画及び障がい福祉計画策定検討委員会において検討いただきながら計画策定を進めてまいります。地域福祉につきましても、平成29年度は第3期上天草市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定年度であり、アンケートによるニーズ調査や市内各地域における地域座談会を通じ、本市の地域の生活課題の洗い出しと福

社課題の解決策の検討を行い、住みなれた地域で市民が安心して暮らせるまちづくりのための計画とするため、地域福祉計画策定委員会において御検討いただきながら、計画策定に取り組んでまいります。

国民健康保険事業については、平成30年度の広域化に向けた協議を重ねているところです。なお、平成29年度に予定しておりました保険税率の改定については、市町村の保険税格差是正措置、激変緩和措置としての国からの財政支援や、県内自治体の状況、本市の平成28年度国保会計の実績見込みなどを踏まえ、今回は改正を実施せず据え置きとしました。特定健診や各種がん検診により、病気の早期発見や重症化予防に努め、医療機関の適正受診やジェネリック医薬品の利用促進など、被保険者の皆様に御協力いただきながら、健康づくりや医療費の適正化に取り組んでまいります。

新たな取り組みとして、地方創生推進交付金を活用してスパ・タラソ天草を中心に複合型スポーツアンドヘルスツーリズム事業を展開してきます。ぜんそく、花粉症対策として、タラソセラピー海洋療法、運動と脳トレを合わせたライフキネティックを実施します。また、温泉大学の開催、糖尿病予防のための低カロリー減塩メニュー、ブルーサークルメニューを開発し、観光と健康福祉がコラボした新たな取り組みを展開してまいります。

幼児期からの健康づくりにつきましては、歯科保健事業として、市内全校でのフッ化物洗口事業を実施し、若い世代からの健康づくり推進のため、生活習慣病健診を19歳から実施します。各種健診の受診率向上を目指し、健診後には個人に応じた保健指導により生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組んでまいります。

また、市民が安心して子どもを産み育てることができる上天草市を目指すため、今回新たな事業として、不妊治療を実施している人への経済的負担を軽減することを目的に不妊治療費助成事業に取り組めます。不妊治療中の御夫婦に対し、県の特定不妊治療費助成に該当した場合は、治療状況により5万円か10万円を上乗せして助成します。また、一般不妊治療（人工授精）につきましては、1回1万円を6回まで助成します。

第2期上天草市健康づくり推進計画中間評価に着手し、上天草市民が病気であっても重症化せずに、楽しみや生きがいがあり、笑顔で暮らせるを目標に各事業を進めてまいります。

次に高齢者福祉の推進については、上天草市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画に基づく計画の最終年度になりますが、引き続き推進してまいります。今後も少子高齢化社会が進みますが、高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、食の自立支援、軽度生活援助、住宅改造助成や、緊急通報装置を活用したひとり暮らし高齢者等の配食事業を含めた見守り活動等の必要なサービスの推進を図り、老人クラブ活動推進やシルバー人材センター等による社会参加活動を促進してまいります。

また、介護保険事業につきましては、適正な介護サービスの給付に努めるとともに、地域の支え合いによる地域包括ケアシステムの構築に向け、安心して暮らせる環境の整備を図ります。新たな取り組みとして、介護予防・日常生活支援総合事業が4月からスタートします。予防事業

につきましては、高齢者の方々がより健康寿命を持続できるよう、事業者、団体、地域の協力を得ながら、地域の実情に合ったサービス提供ができるよう推進してまいります。

在宅医療・介護連携推進事業に関しましては、上天草市在宅医療・介護連携推進協議会の事業計画にもとづき推進してまいります。認知症総合支援事業に関しましては、認知症の人にその状態に応じた適切なサービスが提供できるよう、認知症地域支援推進員を配置し、医療、介護、地域サービス等の連携支援、あわせてその家族を支援する事業を推進してまいります。また、平成29年度は次期高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画（平成30年度から平成32年度の策定年度）に当たります。高齢者の方々がより住みやすい地域づくりを目指し計画策定に取り組んでまいります。

次に教育部門でございます。

学校の教育につきましては、学力の向上と、不登校児童・生徒の減少、未然防止を重点課題として取り組んでまいります。学力向上につきましては個別指導や、校内研修等による教職員の指導力向上に引き続き取り組み、不登校児童・生徒の減少、未然防止につきましては、いじめ不登校アドバイザーやスクールソーシャルワーカー及び関係機関と連携し、課題解決に進めてまいります。なお、ふるさとを愛する心の教育並びに、グローバル人材を育成する観点から、保育園、小学校、中学校をつなぐ英語教育については、これまで通り取り組んでまいります。

学校運営におきましては、子供たちの育成について、目標やビジョンを地域住民、保護者と共有し連携・協働しながら、子供たちを育む、地域とともにある学校へ転換していくため、コミュニティ・スクールをさらに拡大し、充実させ、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めてまいります。学校施設の整備につきましては上小学校校舎の教室棟の改築に向け、地質調査及び基本設計を実施します。

図書館建設につきましては、大矢野地区の森記念図書館の老朽化に伴い、老人福祉センターなどとの複合施設として、宮津地区に新設し、市民の交流の場として親しみやすい施設となるよう検討を進めることとしております。公民館活動事業では、いきいき成人大学を開催し、市民の皆様のニーズに対応しながら、生きがいくりの推進について努めてまいります。また、国際文化体験活動事業、人権教育、文化振興及び市史編さん事業についても継続的に実施し、生涯学習の推進を図ってまいります。

スポーツの推進につきましては、建設後約20年が経過しています松島総合センターアロマの体育館への空調設備設置や陸上競技内の天然芝を人工芝への改修など大規模な施設改修整備を行い、市民の皆様の競技力の向上及び各種スポーツ大会やスポーツ合宿誘致などスポーツの里づくりの事業を推進いたします。

小学校の運動部活動の社会体育化については、児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の在り方検討委員会で引き続き委員の皆様から御意見をいただき、平成30年度までには、市内の全小学校の部活動を社会体育へ完全移行することとしております。奨学金制度の拡充の一環として、奨学金の返還に対する支援制度を導入します。平成29年度以降に上天草市奨学金の貸

与を受けた人を対象に学校卒業後、市内に居住し、就業した期間に応じて貸与総額の10分の1を最大10年間助成するものです。この取り組みにより、人材の確保と若者の地元定着を促進してまいります。

最後に、水道事業でございます。

主な事業としまして、湯島浄水場前処理施設工事、大瀧ポンプ場電気施設改修工事及び市内の老朽管対策として、樋島地区配水管布設がえ工事等を実施予定です。また、管路・施設台帳整備や水道施設管理システムの導入をあわせて、実施することにより、安全安心な浄水の安定的な供給に努めてまいります。

以上、今後も、本市が将来にわたって活力ある地域社会として発展し、市民の皆様が安心して暮らすことができ、希望の持てる上天草市を築いていけるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。市民の皆様、並びに市議会の議員各位におかれましては、より一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針の説明とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（田中 勝毅君） これで施政方針説明は終わりました。

ここで、10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

- | | | | |
|--------|--------|--|----------------------------------|
| 日程第 6 | 承認第 1号 | 専決処分 | の報告及びその承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 議案第 1号 | 上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第 8 | 議案第 2号 | 上天草市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第 9 | 議案第 3号 | 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第 10 | 議案第 4号 | 上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第 11 | 議案第 5号 | 上天草市特別職の職員で非常勤のもの | の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 6号 | 上天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第 13 | 議案第 7号 | 上天草市個人情報保護条例及び上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第 14 | 議案第 8号 | 上天草市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について | |

- 日程第 1 5 議案第 9 号 上天草市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 0 号 上天草市上水道事業及び湯島簡易水道事業の設置に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 1 号 上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 2 号 上天草市姫戸地域振興センター条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第 1 9 議案第 1 3 号 上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 1 4 号 上天草市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 5 号 上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 6 号 上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運
営に関する基準を定める条例及び上天草市指定地域密着型
介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定
地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 1 7 号 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 1 8 号 平成 2 8 年度上天草市一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 2 5 議案第 1 9 号 平成 2 8 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補
正予算（第 4 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 0 号 平成 2 8 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 1 号 平成 2 8 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 2 号 平成 2 8 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 3 号 平成 2 8 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補
正予算（第 2 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 4 号 平成 2 8 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第
4 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 5 号 平成 2 8 年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第
2 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 6 号 平成 2 8 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
3 号）
- 日程第 3 3 議案第 2 7 号 平成 2 8 年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 4 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度上天草市水道事業会計補正予算（第 3 号）

- 日程第 3 5 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度上天草市一般会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 0 号 平成 2 9 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第 3 7 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度上天草市診療所特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度上天草市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度上天草市斎場特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 4 号 平成 2 9 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 5 号 平成 2 9 年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 6 号 平成 2 9 年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 3 7 号 平成 2 9 年度上天草市電気事業特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 3 8 号 平成 2 9 年度上天草市水道事業会計予算
- 日程第 4 5 議案第 3 9 号 平成 2 9 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 0 号 平成 2 9 年度上天草市下水道事業会計予算
- 日程第 4 7 議案第 4 1 号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第 4 8 議案第 4 2 号 市道路線の認定について
- 日程第 4 9 報告第 1 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第 5 0 報告第 2 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

○議長（田中 勝毅君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 6、承認第 1 号から日程第 5 0、報告第 2 号までの以上 4 5 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） それでは引き続きまして、平成 2 9 年第 1 回上天草市議会定例会に提案します議案につきまして御説明いたします。

今定例会には、専決処分の報告及び承認を求めることについての承認案件 1 件、上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての条例議案 1 7 件、平成 2 8 年度上天草市一般会計補正予算（第 1 0 号）をはじめとする予算議案 2 3 件、市道路線の廃止及び認定について、市道路線の認定についての議案各 1 件、専決処分の報告についての報告 2 件、人事案件として上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき、同意を求めることについての同意案件 1 件、合計 4 6 件を提出されます。

各議案の詳しい内容につきましては所管部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては御審議いただきまして、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 勝毅君） 次に、執行部より順次議案内容の説明を求めます。

まず、承認第1号を総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは議案書1ページをお願いします。

承認第1号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、専決第2号、平成28年度上天草市一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

平成28年度上天草市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり1月24日付けで専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の専決は、ふるさと応援寄附金の見込み増に伴う業務委託料等の事務経費及び基金積立金を計上し、業務委託料等の事務経費の支払いに予算が不足するため、専決処分により予算措置を行ったものでございます。

予算書1ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ3億7,889万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を193億4,637万1,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

予算書5ページをごらんください。

80（款）10（項）寄附金、40（目）総務費、寄附金2億8,000万円の増額は、平成28年度のふるさと応援寄附金の総額を3億3,000万円と見込んだことにより、予算現計額との差額を計上するものでございます。

85（款）繰入金15（項）基金繰入金、40（目）財政調整基金繰入金9,889万9,000円の増額は、歳出予算の不足額を補填するため計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

予算書5ページをごらんください。

15（款）総務費10（項）総務管理費、10（目）総務管理費9,889万9,000円の増額は、平成28年度のふるさと応援寄附金の総額を3億3,000万円と見込んだことに伴い、必要となる御礼品発送等の業務委託料などの事務経費を計上するものでございます。

70（款）諸支出金20（項）基金費、97（目）ふるさと応援基金費2億8,000万円の増額は、平成28年度のふるさと応援寄附金の総額を3億3,000万円と見込んだことにより、予算前計画との差を計上するものでございます。

以上が専決予算の概要でございます。

提案理由といたしまして、ふるさと応援寄附金の見込み増に伴い、業務委託料等の事務経費に係る予算を補正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

御承認のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、議案書 2 ページをお願いします。あわせて議案説明資料の 1 ページをお願いします。

議案第 1 号、上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。本提案は港湾、人権啓発及び男女共同参画に関する事務の移管に伴い、関係規定の整備を行うものです。

内容としましては、第 2 条中、総務企画部の人権啓発及び男女共同参画に関する事務を削り、市民生活部に追加し、また、建設部の港湾に関する事務を削り、経済振興部に追加するものです。

提案の理由としましては、行政組織の見直しに当たり、港湾に関する事務を建設部から経済振興部に、人権啓発及び男女共同参画に関する事務を総務企画部から市民生活部に移管するため、関係規定を整備する必要があるとございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第 2 号について説明します。

議案書 3 ページをお願いします。あわせて議案説明資料の 3 ページをお願いします。

議案第 2 号、上天草市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。本提案は、市長及び公営企業水道事業の事務部局の職員の定数を改めるものでございます。

内容としましては、第 2 条中、市長の事務部局の職員を 270 人から 269 人に、公営企業（水道事業）の事務部局の職員を 12 人から 13 人に改めます。

提案の理由としましては、上天草市水道事業における管路図等の台帳作成及び、老朽化している施設の更新に対応するため、公営企業（水道事業）に従事する職員の定数を 1 人増員し、市長部局に従事する職員の定数を 1 人減員する必要があるとございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第 3 号について御説明いたします。

議案書 4 ページをお願いします。あわせて議案説明資料の 4 ページをお願いします。

議案第 3 号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の提案は、一般職の職員の昇給の基準の新設及び上天草市養護老人ホーム和光園の廃止等に伴い改正するものでございます。改正内容は昇給の基準に、昇給日前 1 年間における職員の勤務成績とあわせて昇給日の翌日から昇給行う前日までの間に、当該職員が地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分を受けたことを考慮することを追加し、また、和光園の廃止に伴い、等級別基準職務表の養護老人ホーム長、生活相談員等を削除するものでございます。

提案の理由といたしましては、一般職の職員の昇給の基準規定を新設し、懲戒処分を受けたことを考慮すること、また上天草市養護老人ホーム和光園の廃止に伴い、等級別基準職務表を改める必要があるとございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、議案第4号について御説明いたします。

議案書5ページをお願いします。あわせて議案説明資料の5ページをお願いします。

議案第4号上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の提案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または、家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、上天草市職員の育児休業等に関する条例、上天草市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を整備する条例を制定するものでございます。

改正の内容は、まず、上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例においては、育児時間及び介護時間の対象となる子の範囲に、民法に基づく特別養子縁組を成立させるために必要な監護期間中の子及び将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした里親に委託されている子を加え、また、新たに介護時間を新設するとともに、介護休暇の取得可能期間が三つの期間に分割して取得可能とすることなどについて規定するものでございます。

次に、上天草市職員の育児休業等に関する条例においては、職員が育児休業を再度取得できる特別な取得要件に、子が死亡した場合、民法に基づく養子縁組の成立の請求に係る家事審判事件が終了した場合、養子縁組が成立しない状況で、児童福祉法に基づく養子縁組里親に委託される措置が解除された場合を追加しております。

最後に、上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、上天草市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例においては、職員の減額に係る部分休業の対象となる子の範囲が、民法に基づく特別養子縁組を成立させるために必要な監護期間中の子及び将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした里親に委託されている子も対象範囲とすることについて規定するものでございます。

提案の理由としましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、関係条例を整備する必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第5号について御説明いたします。

議案書10ページをお願いします。あわせて議案説明資料の12ページをお願いします。

議案第5号、上天草市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の提案は、農業委員会の会長、会長職務代理者、委員、農地利用最適化推進委員及び児

童扶養障害認定医の報酬額を定めるため、条例を制定するものでございます。

改正の内容は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の処理する必須事務と位置づけられたため、その対価として、農業委員会の委員等に当該事務に対する報酬を支給する必要があること、及び、児童扶養手当の認定事務において当該認定医に対する報酬を支給する必要があることから、その報酬額について新たに規定するものでございます。

提案の理由としましては、農業委員会の委員等及び児童扶養障害認定医の報酬額について規定する必要があるとございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第6号について説明いたします。

議案書12ページをお願いします。あわせて議案説明資料の14ページをお願いします。

議案第6号、上天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本提案は、上天草市養護老人ホーム和光園の廃止に伴い改正するものでございます。主な改正内容は、老人ホームに勤務する生活指導員、介助員等に支給する老人ホーム従業員手当を削除するものです。

提案の理由としましては、上天草市養護老人ホーム和光園の廃止に伴い、老人ホーム従業員手当を廃止する必要があるとございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第7号について説明いたします。議案書13ページをお願いいたします。あわせて議案説明資料の15ページをお願いいたします。

議案第7号、上天草市個人情報保護条例及び上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の提案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続に関する手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の公布により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、この二つの条例を改正する必要があるためでございます。

改正の内容は、上天草市個人情報保護条例第21条中の条ずれ及び上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、第1条及び第5条中の号ずれを改めるものでございます。

提案の理由としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、上天草市個人情報保護条例及び上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する必要があるためでございます。これがこの議案を提出する理由で

ございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第8号について説明いたします。議案書15ページをお願いいたします。

議案第8号、上天草市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本市の下水道事業につきましては、地方自治法第209条第2項の規定により、一般会計の歳入歳出と区分して経理することとして、上天草市公共下水道事業特別会計を条例で設置しているところでございます。今般、本市の下水道事業においては、施設の老朽化や料金収入の減少などにより、経営状況は悪化していることから、みずからの経営実態を正確に把握した上で、経営基盤の強化と財政マネジメント能力の向上が求められているところでございます。

また、地方公営企業法に定める公営企業会計の適用については、平成27年度から平成31年度までを集中取り組み期間とすることとして総務省から通知されており、取り組み期間内であれば、公営企業会計の適用に要する経費に係る公営企業債の元利償還金に対しては、普通交付税措置を講じることでございます。このようなことを踏まえ、下水道施設の適正な維持管理と健全な財政運営に資するため、地方公営企業法第4条の規定に基づき、平成29年4月1日から設置する上天草市下水道事業に、同法第2条第2項の財務規定を適用することにより、企業会計に移行することから、上天草市公共下水道事業特別会計の廃止を行うものでございます。

提案の理由としましては、地方公営企業法第4条の規定に基づき、平成29年4月1日から設置する上天草市下水道事業に、同法第2条第2項の財務規定を適用することから、上天草市特別会計条例に規定する上天草市公共下水道事業特別会計を削除する必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第9号を経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） 議案第9号、上天草市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書16ページ、あわせて議案説明資料の18ページをごらんください。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会に新たに農地利用最適化推進委員の設置が義務づけられ、本市では、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例において、平成29年3月31日に設置されることとなりました。この農地利用適正化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に識見を有する者のうちから選出され、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止、解消等の現場活動を行うこととなります。今回、農業振興地域の整備に向けた協議の充実が期待できることから、本推進委員を上天草市農業振興地域整備促進協議会の構成員とすることを目的として、条例の一部を改正するものでございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議いただき、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第10号を水道局長。

○水道局長（小西 裕彰君） おはようございます。

議案第10号、上天草市上水道事業及び湯島簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案書17ページ。議案説明資料19ページをごらんください。

上天草市上水道事業及び湯島簡易水道事業の設置に関する条例の一部を次のように改正する。第6条中、700万円以上の不動産または動産の買入れまたは譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る）とするを、2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに限るものに限る）または不動産の信託の受益権の買入れもしくは譲渡するに改正するものです。

提案の理由といたしまして、地方公営企業法第33条第2項の規定により、予算に定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分に係る予定価格の引き上げ及び種類の追加を行う必要があります。これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第11号から議案第12号まで2件を市民生活部長。

○市民生活部長（緒方 雅文君） よろしく願いいたします。

議案書の18ページをお開きください。

議案第11号、上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の条例改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。したがって、単なる条文、条項の整備のための変更が多数行われておりますので、条文、条項の変更及び削除等については説明を省略させていただき、主な改正のみの説明とさせていただきます。

新旧対照表で御説明いたしますので、議案説明資料の20ページをお開きください。

附則第7条の3の2につきましては、個人市民税における住宅ローン控除制度の適用期限を従来の平成41年度分の、個人市民税までから平成43年度分まで2年延長するものでございます。この条例は公布の日から施行するものであります。

次に、28ページをお開きください。

改正第1条の2につきましては、平成28年改正上天草市税条例第1条のうち、消費税増税の延期により施行日が延長となる軽自動車税における環境性能割の導入及び法人市民税法人税割の税率引き下げに係る条項を別条立てにするものでございます。

続きまして34ページをお開きください。

改正附則第1条第4号につきましては、別条立てとした条項の施行日を平成31年10月1日とするものでございます。この条例は公布の日から施行するものであります。

提案理由といたしましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行う

ための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が施行されたことにより、条例を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議いただき、御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の26ページ、あわせて議案説明資料の36ページをお願いいたします。

議案第12号、上天草市姫戸地域振興センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

上天草市姫戸地域振興センターは、姫戸地域における市民活動及び教育・文化活動並びに災害時の防災活動等の拠点の場として、昨年10月24日に開所したところです。今回は、隣接の多目的広場が3月に完成する予定であることから、4月の運用に向け、このセンターの条例の一部を改正するものであります。多目的広場の内容は、面積5,800平米で、防護フェンス96.5メートル、防犯灯6基、足洗い場2カ所、ベンチ6基等となっております。

改正内容につきましては、第4条、使用の許可は後段を削り、同条のただし書き別表に定める多目的広場の使用については、興行、競技会、集会その他これらに類する行為のために独占して使用する場合に限り、許可を受けなければならない。を加えます。第6条、使用の取り消しは前条の規定により許可を受けた者を、姫戸地域振興センターを使用する者に改めます。第7条使用料及び使用時間は、第1項に次のただし書き、別表に定める多目的広場の使用料は興行、競技会、集会その他これに類する行為のために、独占して使用する場合に限る。を加え、別表にも、使用料1時間当たり200円を追加したものでございます。

提案の理由としましては、地方自治法第244条の2第1項の規定により、上天草市姫戸地域振興センター内の多目的広場を整備し、供用を開始することに伴い、当該広場の使用の許可要件及び使用料を定める必要がございます。これが、この議案を提出する理由です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第13号から議案第16号まで4件を健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第13号上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。議案書27ページ、あわせて議案説明資料37ページ、新旧対照表をごらんください。

この条例は、保護者の同意が得られていないなどの理由により、一旦延期となっております。龍ヶ岳地区市立保育所の統合について、現状の保育職員数では、市立保育所4園の運営維持が困難なこと、また、施設の老朽化に伴う、修繕費等の費用増大等の課題もあり、今年度再度、保護者説明会などを実施した結果、保護者の同意を得られたことから、園舎の建設及び、統合する時期について、上天草市市立保育所適正化審議会に諮問し、龍ヶ岳地区市立保育所3園を1園に統合し、統合の時期は平成31年4月1日、統合の場所は現高戸保育園とする旨の答申を受け、関係規定を整備するものです。

内容といたしましては、第2条の表中、高戸保育園、大道保育園の項を大道保育園の項に改めます。なお、この条例は平成29年4月1日から施行するものとしております。

提案の理由といたしましては、平成31年4月1日をもって、樋島保育園、高戸保育園及び大道保育園を現高戸保育園の位置に統合することになっているが、新園舎の建設に伴い、高戸保育園を廃止する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第14号、上天草市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書28ページ、あわせて議案説明資料38ページ、新旧対照表をごらんください。

この条例は、現在、子供にかかる医療費の助成について、助成の対象となる子供の年齢を満12歳、小学6年生までとしていますが、平成29年6月診療分から助成対象を満15歳、中学3年生までに引き上げることにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て環境の充実を図るため、関係規定を改めるものです。

内容としましては、上天草市子ども医療費の助成に関する条例第2条第1号中、満12歳を満15歳に改め、平成29年6月1日から施行するものでございます。

提案の理由といたしましては、子供にかかる医療費の助成について、助成の対象となる年齢を満15歳に引き上げることにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てする環境の充実を図るため、関係規定を整備する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第15号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書29ページ、あわせて議案説明資料39ページ新旧対照表をごらんください。

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う消費税の引き上げ延期などにより、平成27年度から平成28年度までにかけて、実施している第1段階の者に係る第1号保険料軽減措置を国が平成29年度も継続実施することとしたため、関係規定を改めるものです。内容といたしましては、第3条第2項中「及び平成28年度」を、「から平成29年度まで」に改めます。

提案の理由としましては、消費税の引き上げ延期などにより、平成27年度から平成28年度までにかけて実施している、第1段階の者に係る第1号保険料軽減措置を、国が平成29年度も継続、実施することとしたため、関係規定を整備する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第16号上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書30ページから52ページ、あわせて議案説明資料40ページから78ページの新旧

対照表をごらんください。

この条例は国が定める政令等の一部改正に伴い、地域密着型通所介護が新たに創設されたことにより、地域密着型通所介護事業所を設置運営するための人員要件や施設の整備要件等を定める必要があるため、条例の一部を改正するものです。

内容といたしましては、第1条として、上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正し、第2条としまして、上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

提案の理由といたしましては、厚生労働省令で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があるとございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第17号を教育部長。

○教育部長（舩本 伸弘君） お世話になります。

議案書、53ページ、説明資料79ページをごらんください。

議案第17号、上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

上天草市大矢野北部グラウンドは体育施設としての利用実績がないことから、行政財産の用途を廃止するため、上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、同条例第2条の体育施設の名称及び位置、同第5条の体育施設の開館時間使用の期間等及び同第6条の体育施設の使用料の項目にある、上天草市大矢野北部グラウンドを削除するものであります。なお、この条例は平成29年4月1日から施行予定です。

提案理由といたしましては、大矢野町北部グラウンドを廃止するため、関係規定を整備する必要があるとございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（田中 勝毅君） 少し時間が早いようですが、ここで昼食のため休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（田中 勝毅君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議案第18号を総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） それでは、議案第18号について説明いたします。

議案書56ページをお願いします。

議案第18号、平成28年度上天草市一般会計補正予算（第10号）について御説明いたします。

皆さんのお手元に説明文を配付していますので、読み上げて説明いたします。

なお、100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

また、歳出予算のうち職員給与等の人件費につきましても、説明を省略させていただきます。

予算書1ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ5億1,469万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額を188億3,167万7,000円とするものでございます。

6ページをごらんください。

第2表の繰越明許費の補正は追加分としまして、15（款）総務費、10（項）総務管理費、大矢野庁舎再耐震診断業務委託事業のほか27件、合計6億7,497万5,000円を平成29年度へ繰り越して事業を実施するものでございます。

8ページをごらんください。

繰越明許費の変更分としまして、60（款）災害復旧費、10（項）農林水産施設災害復旧費、現年発生農地等災害復旧事業のほか2件について、繰越額を変更して平成29年度へ繰り越して事業実施をするものでございます。

9ページをごらんください。

第3表の債務負担行為の補正は、行財政情報サービス利用料のほか35件の債務負担行為の限度額を1億7,572万3,000円とするものでございます。

11ページをごらんください。

第4表の地方債の補正は、過疎対策事業債のほか6件の起債限度額を変更し、合計28億5,800万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

14ページをごらんください。

10（款）市税、10（項）市民税1,201万5,000円、及び15（項）固定資産税3,233万1,000円は、12月末現在の調定額により、増額するものでございます。25（項）市たばこ税274万7,000円の減額は、たばこ消費本数の減を見込んだことによるものでございます。40（項）入湯税307万6,000円の増額は、12月末の収入実績によるものでございます。

15（款）地方譲与税、10（項）自動車重量譲与税300万円の減額及び20（款）10（項）利子割交付金150万円の減額は、交付実績によりそれぞれ減額するものでございます。

15ページをごらんください。

22（款）10（項）配当割交付金100万円の減額、25（款）10（項）地方消費税交付金6,000万円の増額、及び35（款）10（項）自動車取得税交付金400万円の増額は、交付実績によりそれぞれ増額するものでございます。

55(款) 分担金及び負担金、10(項) 分担金 188万6,000円の減額は、農林水産施設災害復旧事業に係る受益者分担金について、災害復旧事業費の減に伴う減額などの計上でございます。

17ページをごらんください。

65(款) 国庫支出金、10(項) 国庫負担金は3,229万9,000円の減額でございます。

内訳としまして、10(目) 民生費国庫負担金 2,099万6,000円の減額は、特別障害者手当等の実績見込みに伴い計上するものでございます。

20(目) 災害復旧費国庫負担金 1,130万3,000円の減額は、災害査定による交付額の決定に伴い計上するものでございます。

19ページをごらんください。

65(款) 国庫支出金、15(項) 国庫補助金は1億4,364万4,000円の減額でございます。

内訳としましては、17ページをごらんください。

10(目) 総務費国庫補助金 666万7,000円の減額は、スポーツの里づくり推進事業について、地方創生拠点整備交付金に採択されなかったことに伴い、12月補正予算で計上した交付金を減額するものなどがございます。

18ページをごらんください。

15(目) 民生費国庫補助金 2,531万6,000円の減額は、障害者自立支援事業等の実績見込みに伴い計上するものでございます。

20(目) 衛生費国庫補助金 202万4,000円の増額は、大矢野町岩谷地区における土砂災害に伴う災害等廃棄物処理事業に係る補助金の交付決定により計上するものでございます。

25(目) 農林水産業費国庫補助金 295万円の減額は、山村振興事業の実績に伴い計上するものでございます。

30(目) 土木費国庫補助金 6,100万5,000円の減額は、橋梁補修事業に係る社会資本整備総合交付金などの決定に伴い計上するものでございます。

19ページをごらんください。

45(目) 商工振興費補助金 4,649万円の減額は、前島地区総合開発整備事業に係る社会資本整備総合交付金の交付決定に伴い計上するものでございます。

50(目) 観光費補助金 240万円の減額は、千巖山開発事業に係る社会資本整備総合交付金の交付決定に伴い計上するものでございます。

65(款) 国庫支出金、20(項) 委託金は、114万2,000円の増額でございます。

内訳としましては、10(目) 総務費委託金は、参議院議員選挙費委託金等の確定に伴い、316万3,000円を増額するものでございます。

15(目) 民生費委託金 202万1,000円の減額は、年金制度改正システム改修が不要となったため減額するものでございます。

20ページをごらんください。

70(款) 県支出金、10(項) 負担金は300万6,000円の減額でございます。

内訳としましては、10(目) 民生費県負担金463万4,000円の減額は、後期高齢者保険基盤安定負担金の確定などによる計上でございます。

25(目) 災害復旧費県負担金162万8,000円の増額は、災害査定による交付額の決定に伴い計上するものでございます。

22ページをごらんください。

70(款) 県支出金、15(項) 県補助金は1億2,348万1,000円の減額でございます。

内訳としましては、20ページをごらんください。

15(目) 民生費県補助金8,365万6,000円の減額は、重度心身障害者医療費等の実績見込みに伴い計上するものでございます。

21ページをごらんください。

20(目) 衛生費県補助金540万4,000円の増額は、国の補正予算(第2号)による熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の交付見込み等に伴い、計上するものでございます。

25(目) 農林水産業費県補助金3,204万9,000円の減額は、機構集積支援事業などの補助金の交付決定及び事業実績見込みに伴い計上するものでございます。

22ページをごらんください。

35(目) 土木費県補助金300万円の減額は、熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金の実績により計上するものでございます。

50(目) 災害復旧費県補助金1,100万円の減額は、地方債への財源振替に伴い計上するものでございます。

70(款) 県支出金、20(項) 委託金256万9,000円の減額は、海区漁業調整委員選挙の実績による計上などによるものでございます。

23ページをごらんください。

75(款) 財産収入、15(項) 財産売払収入3,656万2,000円の増額は、老人ホーム和光園の民間譲渡に伴う土地の売払収入を計上するものでございます。

85(款) 繰入金、10(項) 特別会計繰入金1億7,147万8,000円の増額は、平成27年度の国保特別会計の決算による余剰金が生じたことから、一般会計から法定外繰出金等を返還するものでございます。

85(款) 繰入金、15(項) 基金繰入金は5億4,120万1,000円の減額でございます。

内訳としまして、10(目) 財政調整基金繰入金5億2,232万6,000円の減額は、歳出予算の減額に伴い計上するものでございます。

25(目) まちづくり事業推進基金繰入金744万5,000円の減額、35(目) 地域振興基金繰入金500万円の減額及び、110(目) ふるさと応援基金繰入金600万円の減額は、充当事業費の減額により計上するものでございます。

24ページをごらんください。

95(款) 諸収入、10(項) 延滞金、加算金及び過料 800万円の増額は、市税延滞金の12月末の収入実績により計上するものでございます。

95(款) 諸収入、35(項) 雑入で 2,418万2,000円の増額は、生活保護費返還金の12月現在の収入実績に伴う 387万9,000円の増額。市町村交付金(オータムジャンボ宝くじ配分金)の交付決定に伴う 629万7,000円の増額、住民参加型まちづくりファンド拠出金の事業採択の決定に伴う 1,000万円の増額、熊本地震の被害に対する各種団体からの見舞金 262万円の増額、過年度分の職員給与等返還金 134万円の増額、国道266号線整備に伴う高戸地区防火水槽の移転補償費 230万8,000円の増額などの計上でございます。

27ページをごらんください。

99(款) 10(項) 市債は、830万円の減額でございます。

25ページをごらんください。

内訳としまして、35(目) 土木債 480万円の増額は、大矢野町岩谷地区における急傾斜地崩壊対策負担金事業の増額による計上でございます。

50(目) 災害復旧事業債 1,050万円の減額は、災害査定による事業費の決定に伴う計上でございます。

55(目) 過疎対策事業債の 7,480万円の減額は、充当事業の実績等により計上するものでございます。

27ページをごらんください。

75(目) 合併特例債 8,900万円の増額は、充当事業の実績等により計上するものでございます。

80(目) 自然災害防止事業債 200万円の減額は、単県治山事業の実績に伴う計上でございます。

95(目) 緊急防災・減災事業債 1,480万円の減額は、充当事業の実績により計上するものでございます。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

28ページをごらんください。

10(款) 議会費、10(項) 議会費 1,265万2,000円の減額は、市議会議員2名の欠員による議員報酬等の不用額を計上するものでございます。

34ページをごらんください。

15(款) 総務費、10(項) 総務管理費は 8,658万1,000円の減額でございます。

内訳としましては、10(目) 一般管理費 4,123万4,000円の減額は、熊本地震の影響に伴い、5月の専決予算に計上した上天草市震災離職者等臨時雇用対策事業費への臨時職員の応募がなかったことにより、臨時雇用賃金等を減額するものでございます。

29ページをごらんください。

20(目) 文書広報費 322万5,000円の減額は、広報上天草市の印刷代の入札による印刷製本費の減額などの計上でございます。

30ページをごらんください。

45(目) 企画費 1,188万9,000円の減額は、姫戸庁舎建築事業の実績による不用額及び地方バス運行等特別対策補助金の決定に伴い計上するものでございます。

32ページをごらんください。

65(目) 交通安全対策費 204万円の減額は、本年度予定していたLED防犯灯のリースについて、熊本地震により先送りしたことに伴い、電気料を減額するものでございます。

33ページをごらんください。

70(目) 電子計算費 1,683万2,000円の減額は、自治体情報セキュリティクラウドの導入に伴い、情報系システム保守委託料の一部が不要になったこと、総合行政システム機器更新の時期を見直したことに伴う機器リース料の減額及び新たなセキュリティー対策にかかる機器リース等の実績による減額でございます。

34ページをごらんください。

75(目) 地域づくり推進事業費 745万5,000円の減額は、まちづくり事業推進助成金の実績による減額などがございます。

35ページをお開きください。

15(款) 総務費、20(項) 戸籍住民基本台帳費 242万5,000円の減額は、番号制度に係る通知カード及び個人番号カード関連事務の実績に伴う計上でございます。

36ページをごらんください。

15(款) 総務費、25(項) 選挙費は825万円の減額でございます。

内訳としまして35ページをごらんください。

30(目) 参議院議員選挙費は、実績に伴う155万8,000円の減額でございます。

36ページをごらんください。

50(目) 市議会議員選挙費 355万2,000円の減額は、選挙日程の確定に伴い、ポスター掲示板設置、管理、撤去業務委託を平成29年度予算で執行することによるものでございます。

60(目) 海区漁業調整委員会委員選挙費 305万5,000円の減額は、不知火・八代海区漁業調整委員の選挙が無投票となったため、実績に伴い減額するものでございます。

39ページをごらんください。

20(款) 民生費、10(項) 社会福祉費は1億570万2,000円の減額でございます。

37ページをごらんください。

内訳としまして、10(目) 社会福祉総務費は376万2,000円の増額でございます。

主な要因としましては、国保会計出産育児一時金繰出金及び介護保険特別会計繰出金について実績により減額する一方、国保会計保険基盤安定繰出金及び国保会計財政安定化支援繰

出金などの決定に伴い増額するものでございます。

38ページをごらんください。

20(目) 障害者福祉費 467万1,000円の減額は、本年度の支給見込み額により、障害児通所給付費、療養介護医療費を増額する一方で、重心医療費助成金及び特別障害者手当等扶助費を減額するものでございます。

25(目) 老人福祉費 8,282万6,000円の減額は、地域密着型サービス施設等整備補助金及び施設開設準備経費助成金の申請実績により減額し、老人ホーム保護措置費について、市外の養護老人ホーム入所者の減に伴い減額するものなどでございます。

30(目) 国民年金事務費、230万4,000円の減額は、本年度予定されていた年金制度改正が行われなかったことによるシステム改修業務委託料などを減額するものでございます。

40(目) 後期高齢者医療費 565万5,000円の減額は、保険基盤安定負担金の額の決定により計上するものでございます。

80(目) 諸費 1,414万9,000円の減額でございます。

主な要因としまして39ページをごらんください。

年金生活者等支援臨時福祉給付金について、当初見込みにより支給対象者の実績が少なかったことに伴い減額するものでございます。

40ページをごらんください。

20(款) 民生費、15(項) 児童福祉費は4,381万6,000円の減額でございます。

39ページをごらんください。

内訳としまして、20(目) 児童手当費は、当初見込みより支給対象者が減少したことに伴う2,438万6,000円の減額でございます。

25(目) 母子父子福祉費 1,497万1,000円の減額は、対象児童の減少に伴う児童扶養手当の減額及び実績による母子生活支援施設等措置費の減額などを計上するものでございます。

41ページをごらんください。

25(款) 衛生費、10(項) 保健衛生費は1,127万1,000円の減額でございます。

内訳としまして、40ページをごらんください。

15(目) 保健衛生施設費は、スパ・タラソ天草改修工事設計委託の実績に伴い、171万円を減額するものでございます。

41ページをごらんください。

20(目) 予防費 364万5,000円の減額は、各種検診の受診者数及び予防接種の接種者数の実績により減額するものなどでございます。

30(目) 環境衛生費 339万8,000円の減額は、斎場特別会計の減額補正に伴う繰出金の減額などの計上でございます。

25(款) 衛生費、15(目) 清掃費 700万円の増額は、国の平成28年度補正予算(第2号)により内示を受けた海岸漂着物等地域対策推進事業委託料を計上するものでございます。

45ページをごらんください。

35(款)農林水産業費、10(項)農業費は4,054万円の減額でございます。

内訳としまして42ページをごらんください。

20(目)農業振興費2,220万6,000円の減額は、経営体育成支援事業補助金、産地パワーアップ事業補助金及び新規就農総合支援事業青年就農給付金などの各種補助金の実績により減額するものでございます。

43ページをごらんください。

30(目)農地費708万7,000円の減額は、44ページをごらんください。

京の島地区地形図作成業務において、現存する地形図が活用可能となったことによる委託料の減額、教良木地区水利施設整備事業基礎調査業務負担金について、平成30年度に先送りし、単県事業を活用するため減額するほか、市単独耕地事業補助金などの実績に伴う減額でございます。

35(目)農道維持費603万5,000円の減額は、排水機場の突発的な修繕がそういう生じたことにより、大維農道護岸改修工事を見送り、予算流用により修繕を実施したため、不用額を減額するものなどでございます。

40(目)施設監理費402万1,000円の減額は、今泉交流広場整備工事の施工面積を縮小したことに伴う減額などでございます。

45ページをごらんください。

35(款)農林水産業費、15(項)林業費、15(目)林業振興費1,221万6,000円の減額は、単県治山事業測量設計業務委託料、森林病虫害等防除事業業務委託料及び有害鳥獣駆除委託料の実績などによる減額治山工事における県補助金の割り当て箇所数の減少による減額などでございます。

46ページをごらんください。

35(款)農林水産業費、20(項)水産業費は281万4,000円の減額でございます。

内訳としまして、25(目)漁港建設費108万2,000円の減額は、七ツ割漁港航路しゅんせつ工事において測量の結果、土量が確定したことにより、611万7,000円を増額する一方、再構築を予定していた新規の漁港台帳システムについて現行システムのバージョンアップで、対応したことにより、漁港台帳整備業務委託料などを減額するものでございます。

48ページをごらんください。

40(款)商工費、10(項)商工費は5,027万9,000円の減額でございます。

46ページをごらんください。

内訳としまして、15(目)商工振興費5,422万5,000円の減額は、中小企業利子補給補助金の対象者の増加により増額する一方、前島地区総合開発整備事業に係る社会資本整備総合交付金の減額に伴い、市道改良工事を減額するものでございます。また、定住促進船員家賃補助金及び海運事業設備投資資金利子補給補助金を実績により減額するものでございます。

20(目) 観光費 394万6,000円の増額は、熊本地震による観光産業の影響緩和対策事業委託料、キャンプ場消防設備改修工事及びキララ祭実行委員会補助金などを実績により減額する一方、天草四郎メモリアルホール特別会計において、熊本地震等の影響により、入館者数の大幅な減少が見込まれることから、不足する歳入額1,135万6,000円を一般会計から繰り出すものでございます。

49ページをごらんください。

45(款) 土木費、10(項) 土木管理費 702万9,000円の減額は、家裏崖崩れの土砂撤去に係る機械等使用料、岩谷地区応急復旧工事などを実績により減額するものでございます。

45(款) 土木費、15(項) 道路橋梁費は2,625万1,000円の減額でございます。

内訳としまして10(目) 道路維持費 663万6,000円の減額は、航路標識等設置工事において、関連する樋島大橋改修工事の進捗状況が当初計画よりおこなわれているため、平成29年度で改めて計上することによるものでございます。

15(目) 道路新設改良費 1,038万円の減額は、市道古野賤ノ女線道路改良工事において、社会資本総合整備交付金の交付決定額に合わせて事業量を縮小したことなどによるものでございます。

25(目) 道路舗装費 923万5,000円の減額は、市道環状北線舗装工事において、社会資本整備総合交付金の交付決定額により、国が決定額に合わせ事業量を縮小したことによるものでございます。

50ページをごらんください。

45(款) 土木費、25(項) 港湾費は1億537万円の減額でございます。

内訳といたしまして15(目) 港湾建設費 9,337万円の減額は、県工事負担金の変更に伴い、県港湾事業負担金を増額する一方、上天草港(江樋戸港区)改修工事を減額するものでございます。

20(目) 海岸保全費 1,200万円の減額は、上天草港海岸長寿命化計画策定業務委託料において、県からの内定に伴い事業量を縮小したことによるものでございます。

45(款) 土木費30(項) 都市計画費、10(目) 都市計画総務費 933万9,000円の減額は、大矢野町岩谷地区土砂災害被災者住宅借上料、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金などを実績により減額するものでございます。

51ページをごらんください。

45(款) 土木費35(項) 住宅費、15(目) 住宅建設費 350万円の減額は、市営住宅改修工事に係る補助内示額の減額に伴い、事業量を縮小したことによるものでございます。

52ページをごらんください。

50(款) 消防費、10(項) 消防費は2,370万4,000円の減額でございます。

51ページをごらんください。

内訳としまして、15(目) 非常備消防費 272万9,000円の減額は、退団者功労金の支給

対象数の実績見込みにより減額するものなどがございます。

20(目) 消防施設費 149 万円の減額は、防火水槽建設工事の完了に伴う不用額などを減額するものがございます。

30(目) 防災管理費 1,868 万 5,000 円の減額は、既存の基本設計の活用により不要となった防災行政無線同報系デジタル化基本設計及び実績見込みにより実施設計委託料などを減額するものがございます。

53ページをごらんください。

55(款) 教育費、10(項) 教育総務費は 361 万 4,000 円の減額でございます。

52ページをごらんください。

内訳としまして、15(目) 事務局費 347 万 6,000 円の減額は、自立支援コーディネーター報酬など、実績によるものがございます。

54ページをごらんください。

55(款) 教育費、15(項) 小学校費は 2,642 万 7,000 円の減額でございます。

53ページをごらんください。

内訳としまして、10(目) 学校管理費 1,973 万 5,000 円の減額は、学校図書司書の採用者が、予定者数に達しなかったことに伴う報酬の減額のほか、スクールバス運行業務委託料の入札による減額などを計上するものがございます。

54ページをごらんください。

15(目) 教育振興費 669 万 2,000 円の減額はパソコンの更新に伴うリース料について、入札による減額などを計上するものがございます。

55ページをごらんください。

55(款) 教育費、20(項) 中学校費は 622 万 9,000 円の減額でございます。

54ページをごらんください。

内訳としまして、10(目) 学校管理費 247 万 4,000 円の減額は、学校図書司書の採用者が予定者数に達しなかったことに伴い、報酬などを減額するものがございます。

15(目) 教育振興費 375 万 5,000 円の減額は、パソコンの更新に伴うリース料について、入札による減額などを計上するものがございます。

58ページをごらんください。

55(款) 教育費、30(項) 保健体育費 1,657 万 3,000 円の減額は、12月補正予算で計上したスポーツの里づくり推進事業について、地方創生拠点整備交付金の1次募集で採択されなかったことから、松島総合運動公園テニスコート観覧席設置工事等の設計委託料を減額するものがございます。

59ページをごらんください。

60(款) 災害復旧費、10(項) 農林水産施設災害復旧費 145 万 2,000 円の減額は、災害査定の結果による、事業費の確定及び補助要件非該当に伴う単独事業への組替えなどの計

上でございます。

60ページをごらんください。

60(款) 災害復旧費、15(項) 公共土木施設災害復旧費、10(目) 道路災害復旧費1,694万6,000円の減額は、災害査定の結果による事業費の決定などにより計上するものでございます。

70(款) 諸支出金、20(項) 基金費1,001万円の増額は、30(目) まちづくり事業推進基金費において、一般財団法人民間都市開発推進機構からの拠出金を基金に積み立てるため計上するものでございます。

61ページをごらんください。

75(款) 10(項) 予備費は、歳入歳出予算額の調整のため、1億58万5,000円を増額するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長(田中 勝毅君) 次に、議案第19号から議案第21号まで3件を健康福祉部長。

○健康福祉部長(辻本 智親君) よろしくお願ひします。

議案書の57ページをお願いいたします。

議案第19号、平成28年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の62ページをお願いいたします。

議案第19号、平成28年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)は第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ1億4,639万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億7,883万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、65ページからの事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入といたしましては、10(款)国民健康保険税1,507万2,000円の増額は、滞納者対策の強化により、滞納繰越分の徴収額が増額となる見込みのため補正するものです。

25(款)国庫支出金2,775万円の増額、30(款)県支出金3万7,000円の減額、35(款)療養給付費交付金1,896万4,000円の減額、40(款)共同事業交付金1億620万2,000円の増額は、それぞれ交付額の決定及び内定に基づき補正するものです。

55(款)繰入金につきましては、法定分一般会計繰入金である保険基盤安定繰入金と財政安定支援繰入金の額が決定したことにより、370万3,000円を増額するものです。

65(款)諸収入1,266万5,000円の増額は、国保連合会から保険者返還金と第三者納付金などの収入が増額となる見込みのため補正するものです。

次に、歳出といたしましては、10(款)総務費5万4,000円の増額は、一般管理費事業

の国保連合会負担金の決定等により補正するものです。

15(款) 保険給付費については、主に退職被保険者数の減少による退職高額療養費等の減少により808万8,000円を減額しております。

20(款) 老人保健拠出金1万5,000円の減額は、老人保健事務拠出金(支払基金)の決定により、補正するものでございます。

30(款) 共同事業拠出金6,118万7,000円の減額は、それぞれ交付決定に基づき補正するものです。

35(款) 保健事業費476万7,000円の減額は、保健事業費、特定健診等事業費の実績見込みにより不用額を補正し補正するものです。

50(款) 諸支出費支出金1億7,134万9,000円の増額は、一般会計繰出金を計上するものです。

55(款) 予備費4,904万5,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものです。

以上が、平成28年度国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の58ページをお願いいたします。

議案第20号、平成28年度上天草市診療所特別会計補正予算(第4号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の75ページをお願いいたします。

議案第20号、平成28年度上天草市診療所特別会計補正予算(第4号)は第1条第1項にありますとおり歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,988万9,000円と定め、第2条で77ページ、第2表にありますとおり債務負担行為することができる事項、期間及び限度額について定めるものでございます。

歳入歳出予算につきましては、78ページからの事項別明細書で御説明いたします。

歳入といたしましては、10(款) 事業収入100万円の減額は、収益事業収入高校診療報酬200万円の減額、社保及び後期診療報酬額各50万円の増額の差額を減額するものでございます。

次に、歳出といたしましては、10(款) 総務費573万5,000円の減額は、10(目) 一般管理費の報酬、職員手当等の人件費を373万5,000円の減額、実績見込みにより、医薬材料費の不用額を200万円減額するものです。

20(款) 予備費473万5,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものです。

以上が平成28年度上天草市診療所特別会計補正予算(第4号)の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定

により議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書の59ページをお願いいたします。

議案第21号、平成28年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の81ページをお願いいたします。

議案第21号、平成28年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）は第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ828万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,998万4,000円と定め、第2条で83ページ、第2表にありますとおり債務負担行為をすることのできる事項、期間及び限度額について定めるものでございます。

歳入歳出予算につきましては84ページからの事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入といたしましては、10（款）保険料175万5,000円の減額は、第1号被保険者保険料の減額見込みによるものです。

20（款）国庫支出金240万3,000円、25（款）支払基金交付金141万2,000円、30（款）県支出金120万2,000円、45（款）繰入金120万2,000円のそれぞれの減額については、地域支援事業の減額見込みによるものです。

60（款）諸収入31万4,000円の減額は、地域支援事業サービス利用料の減額見込みによるものです。

次に、歳出といたしましては、45（款）地域支援事業費796万9,000円の減額は、事業実績見込みにより、介護予防事業費504万円の減額及び包括的支援事業・任意事業費292万9,000円の減額によるものです。

50（款）予備費31万9,000円の減額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものです。

以上が、平成28年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第22号を市民生活部長。

○市民生活部長（緒方 雅文君） 議案第22号について御説明いたします。

議案書の60ページをお願いいたします。

議案第22号、平成28年度上天草市斎場特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の斎場89ページをお開きください。

議案第22号、平成28年度上天草市斎場特別会計補正予算（第3号）は第1条のとおり、歳入歳出それぞれ262万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,229万3,000円とするものでございます。

歳入歳出につきましては事項別明細書で御説明いたします。

91ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

歳入、10(款)使用料及び手数料85万円の減額は、斎場使用料の減によるものです。

20(款)繰入金は一般管理費の減額に伴い、一般会計繰入金177万7,000円を減額するものです。

30(款)諸収入1,000円の減額は、土地使用料の減によるものです。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

歳出、10(款)総務費262万8,000円の減額は、火葬炉セラミック張りかえを先送りしたことに伴う修繕費166万7,000円の減と、燃料費85万3,000円減及び備品購入に係る入札残等の不用額を減額するものです。

以上が平成28年度上天草市斎場特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議方よろしく願いいたします。

○議長(田中 勝毅君) 次に、議案第23号を経済振興部長。

○経済振興部長(村川 和敬君) よろしく願いします。

議案第23号、平成28年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

議案書61ページ、あわせて別冊平成28年度上天草市一般会計補正予算(第10号)の93ページをごらんください。

平成28年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正第1条第1項にありますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,235万1,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、94ページから97ページのとおりでございまして、10(款)事業収入(入館料)の減額に伴い、一般会計からの繰入金及び歳出科目の精査を行い、歳入、歳出予算の総額をそれぞれ5,235万1,000円とするものでございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(田中 勝毅君) 次に、議案第24号から議案第25号まで、2件を建設部長。

○建設部長(藤島 幸治君) よろしく願いいたします。

議案第24号について御説明いたします。

議案書の62ページをお願いいたします。

議案第24号、平成28年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定めるものでございます。

補正予算書の98ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれについて2,594万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,317万4,000円とするものでございます。

次に、100ページをお開きください。

第2表繰越明許費につきましては、合津終末処理場再構築基本設計（耐震実施計画事業）の委託料1,190万円を次年度へ繰り越すものでございます。

次に、101ページをお開きください。

第3表地方債の補正は、公共下水道事業債を310万円、過疎対策事業債を950万円それぞれ減額し、起債限度額の合計を1億2,910万円にするものでございます。

次に、103ページをお開きください。

歳入の補正につきましては、10（款）国庫支出金、15（項）10（目）公共下水道国庫補助金を1,320万円減額し6,710万円にするものでございます。

20（款）使用料及び手数料、15（項）10（目）工事指定店登録手数料を15万円減額し、2万円にするものでございます。

30（款）市債、10（項）10（目）公共下水道事業債を310万円、20（項）過疎対策事業債を950万円それぞれ減額し、1億2,910万円にするものでございます。

50（款）財産収入、15（項）15（目）物品売払収入を1万円増額するものでございます。

次に、104ページをお開きください。

歳出の主な補正につきましては、10（款）公共下水道費、10（項）10（目）下水道建設費において、事業費確定等に伴い、2,566万9,000円を減額し、1億2,795万1,000円にするものでございます。

105ページをお開きください。

25（款）予備費につきましては、歳入歳出予算の総額の調整を行うため、380万4,000円を増額し、771万1,000円とするものでございます。

以上が歳入歳出の内容でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

次に、議案第25号について御説明いたします。

議案書の63ページをお願いいたします。

議案第25号、平成28年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

予算書108ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書で御説明いたします。

歳入につきまして、10（款）使用料及び手数料を41万4,000円減額し、15（款）繰入金を41万4,000円増額し、歳入合計を786万1,000円とするものでございます。

施設使用料等が当初見込み額に達しないため、繰入金で調整するものでございます。

予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案の提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第26号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） よろしく願いします。

議案書の64ページをお願いいたします。

議案第26号、平成28年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の109ページをお願いいたします。

議案第26号、平成28年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ565万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,628万円とするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、111ページからの事項別明細書で御説明いたします。

歳入といたしましては、25（款）繰入金565万5,000円の減額は、保険基盤安定負担金の確定に伴う一般会計からの保険基盤安定繰入金の減額及びはりきゅう施術助成金の実績見込みにより、その他繰入金を減額するものです。

次に、歳出といたしましては、15（款）後期高齢者医療広域連合納付金540万6,000円の減額は、保険基盤安定負担金の確定に伴い、広域連合保険基盤安定負担金を減額するものです。

20（款）保健事業費、24万9,000円の減額は、健康保持増進事業費の実績見込みにより減額するものです。

以上が平成28年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第27号を総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 議案書65ページをお開きください。

議案第27号、平成28年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

別冊予算書の113ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ160万円を減額し、予算総額を5,557万3,000円とするものでございます。

同じく予算書の114ページをお願いいたします。

歳入につきましては、10(款)10(項)事業収入を、売電収入の実績に伴い、160万円減額するものでございます。

歳出につきましては、歳入歳出予算の総額の調整のため、50(款)10(項)予備費の160万円を減額するものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(田中 勝毅君) 次に、議案第28号を水道局長。

○水道局長(小西 裕彰君) よろしく申し上げます。

議案書66ページをごらんください。

議案第28号、平成28年度上天草市水道事業会計補正予算(第3号)について説明いたします。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

第1条、平成28年度上天草市水道事業会計補正予算(第3号)は次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成28年度上天草市水道事業会計予算、第3条に定められた収益的収入及び支出の既決予定額にそれぞれ501万円を増額し、予定額を9億9,125万4,000円とするものです。

詳細については、3ページからの実施計画書で説明いたします。

収入につきましては、4ページ、2(項)営業外収益7(目)国庫補助金について、熊本地震に伴う災害修繕工事分の国庫補助金が501万円となります。

支出につきましては8ページになります。

4(項)予備費は、1(目)予備費501万円を増額し、6,578万1,000円とするものです。

第3条予算第4条に定められた資本的収入及び支出に変更はございません。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(田中 勝毅君) 次に、議案第29号を総務企画部長。

○総務企画部長(和田 好正君) 議案書67ページをお願いいたします。

議案第29号、平成29年度上天草市一般会計予算について御説明いたします。

予算書1ページをごらんください。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億4,720万7,000

円と定めるものでございます。

予算書7ページをごらんください。

債務負担行為については、観光交流拠点施設建築工事に係る平成29年度から平成30年度までの限度額を2億3,060万2,000円。観光活性化拠点施設建築工事に係る平成29年度から平成30年度までの限度額を2億1,708万2,000円。樋島大橋補修工事に係る平成29年度から平成30年度までの限度額を2億7,000万円とし、年度別の限度額を定めるものでございます。

予算書8ページをごらんください。

地方債については、起債の限度額の総額を20億3,150万円とし、利率、借入先、償還の方法を定めるものでございます。

予算書10ページをごらんください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

10(款)市税は22億9,192万4,000円で前年度比5,519万円の増額でございます。主な要因としまして、個人市民税及び固定資産税の増額によるものでございます。

25(款)地方消費税交付金は前年度の交付実績を勘案し、5億400万円を計上しており、前年度比1億1,400万円の増額でございます。なお、平成26年4月の消費税消費税率引き上げに伴う増額分につきましては、引き続き社会保障関係経費に充当することとしているところでございます。

45(款)地方交付税は76億1,200万円で前年度比3,800万円の減額でございます。

これは特別交付税において、水道事業の高料金対策に要する経費及び公的病院等運営補助金の当初予算計上を考慮し、増額する一方で、普通交付税において、平成29年度地方財政計画における地方交付税2.2%の減、並びに本市における普通交付税の合併算定替の段階的縮減等による影響を考慮し、減額したことによるものでございます。

55(款)分担金及び負担金は1億1,485万円で前年度比2,286万8,000円の減額でございます。主な要因として、民生費負担金において、私立分の保育所保育料は実績により見込んだことによるものでございます。

65(款)国庫支出金は19億7,922万5,000円で、前島地区総合開発整備事業に係る社会資本整備総合交付金の増等に伴い、前年度比5,429万2,000円の増額でございます。

70(款)県支出金は10億8,943万3,000円で、農林水産業費県補助金における漁港海岸堤防等老朽化対策事業補助金の計上等により、前年度比3,956万4,000円の増額でございます。

80(款)寄附金は1億円で、ふるさと応援寄附金の増により前年度比5,000万円の増額でございます。

95(款)諸収入は1億7,559万4,000円で、前年度比1,050万4,000円の増額でございます。

主なものとして、市税延滞金628万1,000円、ふるさと融資貸付金元金収入1,333万2,000

円を計上しているところがございます。

99(款)市債は20億3,150万円で前年度比8億1,930万円の減額でございます。主な要因としては、前年度に計上した地域振興基金積立金の財源とした合併特例債の減によるものでございます。

予算書11ページをごらんください。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

10(款)議会費は1億4,590万1,000円で、主に議員定数の減により前年度比1,573万7,000円の減額でございます。

15(款)総務費は18億8,875万1,000円で、養護老人ホーム和光園の民営化に伴い、職員の人件費を総務課に一括して計上したことなどにより、前年度比3,426万6,000円の増額でございます。主なものとして、窓口業務委託料5,211万9,000円、ふるさと応援寄附金事務業務委託料4,247万6,000円、地方バス運行等特別対策補助金9,643万3,000円を計上しているところがございます。

20(款)民生費は55億8,759万1,000円で前年度比9,800万6,000円の増額でございます。主なものとして、障害者自立支援事業に係る介護給付費等6億8,340万円、私立保育園施設型給付費9億4,994万9,000円。生活保護扶助費3億7,570万6,000円を計上しているところがございます。

25(款)衛生費は17億3,290万2,000円で前年度比2億3,071万3,000円の増額でございます。主なものとして、公的病院等運営費補助金8,464万5,000円、ごみ収集運搬委託料7,845万3,000円、上天草衛生施設組合負担金1億3,715万3,000円。天草広域連合衛生費負担金3億415万円を計上しているところがございます。

35(款)農林水産業費は6億5,297万円で前年度比5,466万7,000円の増額でございます。主なものとして多面的機能支払交付金2,310万4,000円、水産物供給基盤機能保全事業委託料6,200万円、海岸保全施設整備事業委託料6,000万円、大道漁港(葛崎地区)護岸整備工事5,000万円を計上しているところがございます。

40(款)商工費は10億140万1,000円で前年度比3億1,610万2,000円の減額でございます。主なものとして、千巖山・前島地区総合開発計画に係る市道前島2号線改良工事2億600万円、観光交流拠点施設建築工事1億4,092万3,000円、観光活性化拠点施設建築工事1億3,266万1,000円、千巖山ハートフル車道整備工事費4,500万円、千巖山トイレ建設及び解体工事4,300万円、天草四郎観光協会補助金3,500万8,000円を計上しているところがございます。

45(款)土木費は8億2,020万7,000円で前年度比7,074万9,000円の減額でございます。主なものとして、下水道事業会計補助金1億9,221万2,000円、樋島大橋補修工事1億円、市道舗装工事9,200万円を計上しているところがございます。

50(款)消防費は6億6,357万円で前年度比2,783万2,000円の増額でございます。主

なものとして、天草広域連合消防費負担金 5 億 635 万 9,000 円を計上しているところでございます。

55(款)教育費は 16 億 8,833 万 3,000 円で前年度比 5 億 2,943 万 6,000 円の増額でございます。主なものとして、小学校スクールバス運行业務委託料 7,662 万 2,000 円、松島陸上競技場人工芝工事 2 億円、松島総合センターアロマメーンアリーナ空調設備工事 2 億 9,000 万円を計上しているところでございます。

65(款)公債費は 25 億 690 万円で、地方債元利償還金の減により前年度比 4,530 万円の減額でございます。

70(款)諸支出金は 1 億 2,806 万 3,000 円で前年度比 11 億 5,077 万 6,000 円の減額でございます。主な要因としましては、ふるさと応援基金積立金(寄附金分)1 億円を計上する一方、前年度に計上した地域振興基金積立金 12 億円の減によるものでございます。

以上が一般会計予算の概要でございます。

提案理由としましては、予算を定めるには地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(田中 勝毅君) ここで、10 分間休憩いたします。

休憩 午後 1 時 51 分

再開 午後 2 時 01 分

○議長(田中 勝毅君) 次に、議案第 30 号から議案第 32 号までを健康福祉部長。

○健康福祉部長(辻本 智親君) よろしくお願いいたします。

議案書の 68 ページをお願いします。

議案第 30 号、平成 29 年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の 185 ページをお願いいたします。

議案第 30 号、平成 29 年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算は、第 1 条第 1 項にありますとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 2,255 万 8,000 円と定め、第 2 条に一時借り入れの最高額を 4 億円と定め、第 3 条に歳出予算の流用について定めるものでございます。

歳入歳出予算につきましては、190 ページからの事項別明細書で御説明いたします。

歳入の主なものとしたしましては、10(款)国民健康保険税 6 億 9,584 万 4,000 円、前年度比較 3,400 万 7,000 円の減額であり、被保険者数の減少などによるものです。

25(款)国庫支出金 12 億 9,900 万 2,000 円、前年度比較 808 万 8,000 円の増額であり、平成 30 年度の国保広域化に伴う国保制度関係業務準備事業費補助金等の増額によるものです。

30(款)県支出金 3 億 4,265 万 8,000 円、前年度比較 4,642 万 1,000 円の増額であり、高額医療

費共同事業負担金の増額等を見込んだものです。

35(款)療養給付費交付金1億1,178万4,000円、前年度比較2,282万円の減額であり、退職者医療制度の改正により、新規適用がなくなったことで減少を見込んでおります。

37(款)前期高齢者交付金9億1,345万円、前年度比較442万4,000円の増額であり、前期高齢者率の増加を見込んだものです。

40(款)共同事業交付金12億4,887万円、年度比較5,415万5,000円の減額であり、対象医療費の減少によるものです。

55(款)繰入金4億9,612万3,000円、前年度比較5,797万7,000円の増額であり、財政調整基金繰入金の増加等によるものです。

次に、歳出の主なものといたしましては、15(款)保険給付費31億5,914万5,000円、前年度比較8,529万6,000円の増額であり、被保険者数は減少するものの、1人当たりの医療費は増加傾向にあるため、給付費総額を増加を見込み計上するものです。

17(款)後期高齢者支援金4億3,828万4,000円、前年度比較5,438万2,000円の減額であり、対象となる被保険者数の減少によるものです。

25(款)介護納付金2億1,336万7,000円、前年度比較645万8,000円の増額であり、支援金及び納付金の増加を見込んだものです。

30(款)共同事業拠出金12億3,424万4,000円、前年度比較1,408万4,000円の減額であり、対象医療費の減少を見込んだものです。

35(款)保健事業費3,259万9,000円、前年度比較102万1,000円の減額です。被保険者数の減少により、特定健診受診者数の減少を見込んだものです。

以上が平成29年度国民健康保険特別会計(事業勘定)予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして69ページをお願いいたします。

議案第31号、平成29年度上天草市診療所特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の209ページをお願いいたします。

議案第31号、平成29年度上天草市診療所特別会計予算は第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,505万2,000円と定め、第2条において212ページの第2表地方債にありますとおり、医療機器整備事業に係る過疎対策事業債について定めるものでございます。

歳入歳出予算につきましては214ページからの事項別明細書により御説明いたします。

歳入の主なものといたしましては、10(款)事業収入3,813万円は、現年度収益事業収入医科3,550万5,000円と歯科事業収入262万5,000円を計上するものです。

21(款) 県支出金286万2,000円は、医療機器整備事業に係る僻地診療所設備整備費補助金70万2,000円と、僻地診療所運営費補助金で216万円を計上するものです。

25(款) 繰入金2,195万2,000円は、職員の人件費を初めとした診療所運営経費の収支不足分を、一般会計から補填するものです。

40(款) 市債70万円は、医療機器整備事業に係る過疎対策事業債を計上するものです。

次に、歳出の主なものといたしまして、10(款) 総務費6,338万7,000円は、10(目) 一般管理費として職員の人件費と診療所の維持管理経費等3,758万2,000円、15(目) 研究研修費として市の医療研修旅費など111万3,000円、20(目) 医療費として医薬材料費、歯科診療業務委託料、マイクロ波治療器の購入費など2,469万2,000円を計上するものです。

15(款) 公債費146万5,000円は、施設設備整備事業に係る地方債の元利償還金を計上するものです。

以上が平成29年度、上天草市診療所特別会計予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の70ページをお願いいたします。

議案第32号、平成29年度上天草市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の228ページをお願いいたします。

議案第32号、平成29年度上天草市介護保険特別会計予算は第1条第1項にありますとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,347万4,000円に定め、第2条で歳入歳出予算の流用について定めるものでございます。

歳入歳出予算につきましては、232ページからの事項別明細書で御説明いたします。詳細につきましては、234ページ以降をごらんください。

歳入の主なものといたしまして、10(款) 保険料5億4,635万1,000円は、前年度比較1,653万2,000円の減額で、65歳以上の第1号被保険者に係る特別徴収及び普通徴収の保険料でございます。

20(款) 国庫支出金9億2,374万2,000円は、前年度比較6,097万1,000円の減額で、介護給付費見込み額に対する施設分15%、居宅分20%の負担額などを計上しております。

25(款) 支払い基金交付金9億2,490万4,000円は、前年度比較6,801万2,000円の減額で、40歳から64歳までの第2号被保険者が負担する介護納付費標準給付見込み額の28%相当額を計上しております。

30(款) 県支出金4億9,914万5,000円は、前年度比較1,910万円の減額で、介護給付費見込み額に対する施設分17.5%と、居宅分12.5%、また地域支援事業の介護予防事業分12.5%と包括的支援事業任意事業分19.5%を計上しております。

45(款)繰入金5億6,271万3,000円は、前年度比較6,271万1,000円の増額で、介護給付費及び事務費などの市負担分でございます。

60(款)諸収入2,622万8,000円は、前年度比較185万3,000円の減額で、新予防給付総合事業ケアプラン作成料などを計上しております。

次に、歳出の主なものといたしましては、10(款)総務費9,245万2,000円は、前年度比較2,301万7,000円の増額で、総務管理費として1,059万3,000円、介護認定審査会費として3,883万3,000円、計画策定委員会費として426万7,000円、地域包括支援センター運営事業費として、3,840万7,000円などを計上しており、15(款)保険給付費、32億4,085万9,000円は、前年度比較1億6,079万8,000円の減額で、介護サービス等諸費27億9,351万3,000円、介護予防サービス等諸費1億7,623万8,000円。高額介護サービス費7,396万8,000円。特定入所者介護サービス等費、1億7,908万6,000円、高額医療合算介護サービス等費、1,489万3,000円などを計上しております。

45(款)地域支援事業1億4,729万2,000円は、前年度比較3,160万6,000円の増額で、介護予防生活支援サービス事業費6,207万4,000円、包括的支援事業、任意事業費8,491万8,000円などを計上しております。

以上が平成29年度上天草市介護保険特別会計予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長(田中 勝毅君) 次に、議案第33号を市民生活部長。

○市民生活部長(緒方 雅文君) 議案第33号について御説明いたします。

議案書の71ページをお願いいたします。

議案第33号、平成29年度上天草市斎場特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の253ページをお願いいたします。

議案第33号、平成29年度上天草市斎場特別会計予算は第1条のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,278万1,000円と定めるものでございます。

259ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

10(款)使用料及び手数料、10(目)斎場使用料につきましては、これまでの実績等をもとに902万円の計上です。

15(款)財産収入、10(目)利子及び配当金は、斎場基金利子としまして1万6,000円の計上です。

20(款)繰入金、10(目)一般会計繰入金は647万1,000円の計上です。

20(款)繰入金、10(目)基金繰入金では、斎場基金繰入金としまして709万1,000円の計上です。

30（款）諸収入10（目）雑入では、太陽光発電売電料、自動販売機電気使用料と使用料等といたしまして、18万3,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

260ページから261ページをごらんください。

歳出の主なものについては、斎場の安定運用のため必要な斎場管理嘱託職員4人分の報酬864万円、社会保険料130万8,000円の人件費の計上です。

11（節）需用費の主なものでは、火葬炉などの燃料費に264万4,000円、火葬炉セラミック張りかえなどの、修理費として659万1,000円の計上です。

13（節）委託料では、火葬炉保守点検などの委託料としまして122万2,000円の計上でございます。

最後に、歳入歳出の予算調整としまして、30（款）予備費に50万円を計上しております。

以上が平成29年度上天草市斎場特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第34号を経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） よろしくよろしくお願いいたします。

議案第34号、平成29年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算について御説明いたします。

議案書72ページ、あわせて平成29年度上天草市一般会計・特別会計予算書の263ページをごらんください。

平成29年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。歳入歳出予算第1条第1項にありますように、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,286万2,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、264ページから274ページのとおりでございます。歳入の主なものといたしまして、事業収入として入館料を2,229万9,000円計上いたしております。

歳出の主なものとしましては、館長やアテンダント5名の報酬を1,001万7,000円、光熱水費等の需用費を659万8,000円、浄化槽管理手数料等役務費を188万8,000円、施設整備補修関係委託料等を159万6,000円計上いたしております。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第35号を建設部長。

○建設部長（藤島 幸治君） 議案第35号について説明いたします。

議案書の73ページをお願いいたします。

議案第35号、平成29年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算を別冊のとおり定めるもの
でございます。

予算書275ページをお願いします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ413万9,000円と定めるもので
ございます。

予算書276ページをお願いいたします。

歳入につきましては、10(款) 使用料及び手数料、10(項) 使用料、10(目) 物揚場使
用料として140万6,000円の計上です。

15(款) 繰入金、10(項) 一般会計繰入金、10(目) 一般会計繰入金として、273万
3,000円の計上です。それと、歳入合計としまして413万9,000円を計上するものでござい
ます。

次に予算書277ページをお願いいたします。

歳出につきましては、15(款) 公債費につきまして、地方債元金償還金と利子の合計額として
413万9,000円を計上するものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議
会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(田中 勝毅君) 次に、議案第36号を健康福祉部長。

○健康福祉部長(辻本 智親君) よろしくをお願いいたします。

議案第36号を御説明いたします。

議案書の74ページをお願いいたします。

議案第36号、平成29年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定めるもの
でございます。

別冊予算書の284ページをお願いいたします。

議案第36号、平成29年度、上天草市後期高齢者医療特別会計予算は、第1条第1項にあり
ますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,193万円と定めるものでござい
ます。

歳入歳出予算につきましては288ページからの事項別明細書で御説明いたします。

歳入の主なものといたしましては、10(款) 後期高齢者医療保険料2億1,016万4,000円は、
前年度比較315万7,000円の増額であり、被保険者数の増加を主な理由として、熊本県後期高齢者
医療広域連合の保険料算出によるものでございます。

25(款) 繰入金1億5,949万6,000円は、前年度比較99万円の減額であり、内訳としまして、
事務費繰入金390万3,000円、保険基盤安定繰入金1億5,484万6,000円及びはりきゅう施術助成費、
その他繰入金74万7,000円でございます。

35(款) 諸収入217万円は、前年度比較150万2,000円の増額であり、内訳としまして、滞納
保険料に係る延滞金、11万7,000円、広域連合からの過年度過誤納付保険料還付及び還付加算金
205万3,000円でございます。

次に、歳出の主なものといたしましては、10（款）総務費400万3,000円は、前年度比較18万5,000円の減額であり、被保険者の資格管理や保険料の徴収に係る事務経費を計上しております。

15（款）後期高齢者医療広域連合納付金3億6,512万7,000円は、前年度比較254万6,000円の増額であり、内訳としまして、保険料等負担金2億1,028万1,000円と、保険基盤安定負担金1億5,484万6,000円でございます。

20（款）保健事業費74万7,000円は、はりきゅう施術助成金を計上しております。

25（款）諸支出金205万3,000円は保険料過誤納還付金及び還付加算金を計上しております。

以上が平成29年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第37号を総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 議案書の75ページをお開きください。

議案第37号、平成29年度上天草市電気事業特別会計予算について御説明いたします。

別冊予算書の294ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,743万3,000円と定めるものでございます。

予算書295ページをお開きください。

歳入につきましては、10（款）10（項）事業収入は、売電収入の4,743万3,000円を計上するものでございます。

歳出につきましては、10（款）10（項）総務管理費は光熱水費及びリース料を3,822万9,000円計上し、50（款）10（項）予備費を920万4,000円計上しているところでございます。

提案理由としましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第38号を水道局長。

○水道局長（小西 裕彰君） よろしく申し上げます。

議案書の76ページをお願いします。

議案第38号、平成29年度上天草市水道事業会計予算について御説明いたします。

別冊の予算書の1ページをお願いします。

第1条、平成29年度上天草市水道事業会計の予算は次に定めるところによります。第2条、業務の予定量は、給水件数1万1,703件、年間給水量239万4,307立方メートル、1日平均給水量6,560立方メートルです。主な建設改良事業は、湯島浄水場前処理施設工事4,000万円、大瀉ポンプ場電気設備改修工事2,000万円、登立地区中央配水地改築設計業務委託2,000万円を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます。

収入第1款水道事業収益9億8,320万8,000円の内訳は記載のとおりであります。

支出第1款水道事業費用9億8,320万8,000円の内訳は記載のとおりであります。

2ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,599万1,000円は過年度損益勘定留保資金3億3,844万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,754万8,000円で補填するものとします。

収入が第1款資本的収入1億5,050万円の内訳は記載のとおりであります。

支出第1款資本的支出5億649万1,000円の内訳は記載のとおりであります。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定めます。

地方債につきましては、今年度限度額を1億1,000万円としております。

3ページをお願いします。

第6条、一時借入金の限度額は5億円と定めるものとなります。

第7条、次に掲げる経費について、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない費用は（1）職員給与費1億440万3,000円、（2）交際費3万円となります。

第8条、水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計から補助を受ける金額は1億5,575万2,000円であります。

第9条、棚卸資産の購入限度額は1,500万円と定めます。

以上が議案の内容でございます。

次に、4ページからの予算実施計画書について説明いたします。

最初に収益的収入及び支出の主なものを説明いたします。

まず、収入といたしまして、1（款）水道事業収益、1（項）営業収益の7億6,768万5,000円は、主に水道料金でございます。

次に2（項）営業外収益の2億1,552万3,000円は、一般会計補助金、新規水道加入金、長期前受金戻入などがございます。

6ページをお願いします。

支出といたしまして、1（款）水道事業費用、1（項）営業費用に8億7,712万8,000円を計上しております。

内訳は、1（目）原水及び浄水費に3億2,328万1,000円。

2（目）配水及び給水費に1億1,442万1,000円、7ページの4（目）総係費に1億371万2,000円、8ページの5（目）簡易水道費に443万6,000円、6（目）減価償却費に3億2,927万7,000円、7（目）資産減耗費に200万円を計上しております。

9ページをお願いします。

2（項）営業外費用に8,134万円を計上しております。これは企業債等の償還利息及び消費税及び地方消費税見込み額を計上しております。

10ページをお願いします。

ここから資本的収入及び支出について説明いたします。

資本的収入につきましては、企業債借入金1億1,000万円及び国庫補助事業に伴いまして、国庫補助金4,000万円、国道等の水道管移設補償金50万円を計上しております。

次に、11ページの資本的支出について説明いたします。

1（款）資本的支出、1（項）建設改良費、1（目）建設改良費に2億2,950万円計上しております。

内訳としまして、委託料8,300万円、工事請負費1億4,650万円を計上しています。

2（目）営業設備費の732万5,000円、内訳は、戸別量水器定期取りかえに伴う購入費及び送水ポンプ取りかえを計上しております。

次に、2（項）企業債償還金2億6,481万2,000円、3（項）過疎債償還金485万4,000円を計上しております。

12ページ以降にキャッシュフロー計算書、給料関係資料などを掲載しておりますので、後ほどごらんください。

以上が予算書の内容となります。

提案の理由としまして予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第39号病院事務部長。

○病院事務部長（松本 精史君） よろしく願いいたします。

平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算について御説明いたします。

議案書の77ページをお願いいたします。

議案第39号、平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊の予算書1ページをお願いいたします。

第1条、平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計の予算は次に定めるものでございます。

第2条、業務の予定量といたしまして、病院では病床数195床、そのうち療養病床が46床でございます。年間患者数では、入院で6万2,780人、病床利用率88.2%を予定しております。

外来では、医科で12万9,888人、歯科で3,444人を予定しております。1日平均入院患者数に換算いたしますと、入院で172名、外来で医科528人、歯科14人を予定しております。

主な建設改良工事といたしまして、医療機械器具及び備品購入といたしまして、1億4,723万5,000円。内訳は、非常用自家発電設備改修工事及び電子内視鏡システムほか15件の医療機器

の入れかえ等によるものでございます。

附帯施設の業務予定量といたしまして、看護学校で学生数定員が1学年40人で、合計120名でございます。

健康管理センターでは、特定健診受診者数1万8,701人、人間ドック数67件、事業所健診受診者1,440人を予定しております。

訪問看護ステーションでは医療訪問件数650人、介護訪問件数、1,500人、合計2,150人を予定しているところでございます。

介護老人保健施設では、入所者数1万7,885人、1日平均49人、利用率に換算いたしますと、98%を予定しております。通所者数、9,984人、1日平均32人の利用を見込んでいるところでございます。

居宅介護支援センターでは介護予防計画数738件を予定しております。

教良木診療所は、外来患者数3,904人、1日平均16人を予定しております。

次に、2ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款、病院事業収益38億2,864万4,000円。前年に比べますと1.3%増加いたしまして、金額で4,895万4,000円の増額となっております。内訳は第1項から第10項まで記載のとおりでございますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

次に、支出でございます。

第1款病院事業費用38億2,864万4,000円。前年と比較をいたしまして、1.3%、4,895万4,000円の増額となっております。この増減理由でございますが、主に給与費及び、看護学校の減価償却の増加によるものでございます。内訳は、第1項から第11項まで記載のとおりでございますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

次に、3ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出について御説明いたします。収入の第1款資本的収入の総額は3億1,072万6,000円、前年と比較いたしますと、8.1%増加いたしまして、金額で申しますと、2,319万3,000円の増加となっております。理由でございますが、企業債の増加によるものです。これは先ほど御説明いたしました、非常用自家発電設備改修工事の6,000万円の原資によるものでございます。内訳といたしまして、第1項、企業債1億4,320万円、第2項、補助金はございませんので0円となっております。第3項、出資金1億6,742万6,000円でございます。第4項、固定資産売却代金10万円でございます。

次に、支出でございます。

第1款、資本的支出の総額で4億9,311万円でございます。前年度と比較いたしますと、2.7%の増加、1,313万4,000円の増額となっております。内訳といたしまして、第1項、建設改良費1億4,723万5,000円、第2項、企業債償還金3億4,011万5,000円、第3項、投資576万円を予定しております。したがって、資本的収入が資本的支出に対し、不足する額1億8,238万4,000

円は、当年度分資本的収支調整額1,090万6,000円。当年度分損益勘定留保資金1億7,147万8,000円での補填を見込んでおります。

次の4ページをお願いいたします。

第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。限度額は1億4,320万円と定めております。

第6条は、一時借入金の限度額8億円と定めるものでございます。

第7条は、各項間における給与費の流用を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ、それ以外の経費に流用することができない経費といたしまして、給与費24億4,186万5,000円。交際費150万円を計上させていただいております。

第9条は、一般会計からの負担金及び補助金の総額3億4,429万3,000円を計上しております。

第10条、棚卸資産の購入限度額は3億4,595万5,000円と定めております。

次ページ以降、附属書類、参考書類を添付しておりますのでごらんいただきますようお願いいたします。

提案理由といたしまして、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第40号から議案第42号までを3件を建設部長。

○建設部長（藤島 幸治君） 議案第40号を御説明いたします。

議案書の78ページをお願いします。

議案第40号、平成29年度上天草市下水道事業会計予算について、別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いします。

まず、議案を読み上げながら説明いたします。

平成29年度上天草市下水道事業会計予算、第1条、平成29年度上天草市下水道事業会計の予算は次に定めるところでございます。

第2条、業務の予定量は処理戸数1,496件、年間総処理水量、49万6,585立方メートル。1日平均処理水量、1,360立方メートルでございます。

主要な建設改良事業は、合津地区幹線管渠長寿命化整備1,100万円、合津終末処理場改築工事5,000万円を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりでございます。

収入第1款、下水道事業収益を2億9,899万7,000円の計上となります。内訳は記載のとおりでございます。

支出、下水道事業費用2億6,456万6,000円の計上となります。内訳は記載のとおりでございます。

次に2ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,696万5,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額262万8,000円、当年度損益勘定留保資金8,054万7,000円、剰余金3,379万円で補填するものとします。

収入第1款、資本的収入は1億6,507万8,000円の計上です。内訳は記載のとおりでございます。

支出第1款、資本的支出2億8,204万3,000円の計上です。内訳は記載のとおりでございます。

第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,711万円及び1,297万1,000円であります。

第5条、債務負担行為をすることができる事項期間限度額は記載のとおりと定めます。

3ページをお願いいたします。

第6条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めます。

地方債につきましては、記載のとおり定めており、今年度予定額を9,710万円としております。

第7条、一時借入金の限度額は2億円と定めるものとなります。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、(1)収益的支出における各項間の流用、(2)資本的支出における各項間の流用と定めます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、第9条に、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない費用は、職員給与費1,565万7,000円となります。

第10条、下水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計から補助を受ける金額は1億9,221万2,000円となります。

第11条、当年度利益剰余金のうち3,379万円は、資本的収支不足額に対する補填財源として処分するものとします。

以上が議案の内容でございます。

次に5ページからの予算実施計画について説明いたします。

最初に、収益的収入及び支出の主なものを説明いたします。

まず、収入といたしまして、1(款)下水道事業収益、1(項)営業収益の5,605万1,000円は、主に下水道使用料でございます。

次に、2(項)営業外収益の2億4,294万6,000円は、一般会計補助金及び長期前受金戻入額でございます。

6ページをお願いします。

支出といたしまして、1(款)下水道事業費用、1(項)営業費用に2億2,898万7,000円を計上しております。

内訳は、1(目)管渠費に483万6,000円、3(目)処理場費に5,626万円、4(目)総係費に1,829万2,000円、5(目)減価償却費に1億4,959万9,000円を計上しております。

2（項）営業外費用に3,359万7,000円を計上しております。これは企業債等の償還利息及び消費税及び地方消費税見込み額を計上しております。

7ページをお願いいたします。

ここから資本的収入及び支出について説明いたします。

資本的収入につきましては、1（款）資本的収入、1（目）受益者分担金に310万円、2（目）国庫補助金に4,650万円、3（目）企業債に9,710万円、4（目）他会計補助金に1,837万8,000円を計上しております。

次に、8ページの資本的支出について説明いたします。

1（款）資本的支出、1（項）建設改良費に9,740万円を計上しております。

内訳は、1（目）管路施設建設改良費に3,240万円、2（目）処理場施設建設改良費に6,500万円を計上しております。

次に、2（項）固定資産購入費に190万2,000円、3（項）企業債償還金に1億8,274万1,000円を計上しております。

9ページ以降に予定キャッシュフロー計算書、給料費明細書などを掲載しておりますので後ほどごらんください。

以上が予算書の内容となります。

議案書に戻りまして、提案理由でございます。

予算を定めるには地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

次に、議案第41号、市道路線の廃止及び認定について御説明いたします。

議案書79ページとあわせまして、議案資料80ページをお開きください。

路線番号2908番、路線名、本郷平の前線は松島町教良木地区の上天草市立養護老人ホーム和光園の民営化に係る施設用地と市道用地の整理に伴い、路線の起点が変わることから、既存区間を一旦廃止し、市道の起点を変更して新たに市道路線として認定するものです。

また、路線番号4245番、路線名、小屋川内宮本線は国道266号改良事業に伴い、旧国道部を平成18年9月議会にて市道認定していただいている区間ではありますが、その後の国道改良事業の完了によって、新たに旧国道部分を市道に引き継ぐこととなったため、市道終点が変更となることから、既存区間を一旦廃止し、新たに全線を市道路線として認定するものです。

市道路線の廃止及び認定につきましては、道路法第10条の第3項及び第8条の第2項の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

次に、議案第42号、市道路線の認定について御説明いたします。

議案書81ページ、あわせまして、議案資料82ページから85ページをお開きください。

市道路線の認定について御説明いたします。

路線番号2941番、路線名、古場の口2号線は、先ほどの議案第41号で御説明いたしま

した路線番号2908番、路線名、本郷平の前線で廃止された区間である和光園南側の市道本郷山浦1号線起点付近から和光園正門付近を、新たに市道の路線として認定するものです。

路線番号2942番、路線名、丸山線も同じく、路線番号2908番、路線名、本郷平の前線で廃止された区間である県道有明倉岳線から和光園北側付近を、新たに市道路線として認定するものです。

路線番号3231番、路線名、永目線31号線は、姫戸統括支所建設に伴い、支所庁舎付近に新設した道路について、上天草市市道路線の認定及び廃止に関する要綱の認定条件に適合するため、新たに市道路線として認定するものです。

路線番号4249番、路線名、脇浦線は、国道266号改良事業に伴い、熊本県と市で取り交わした市道に引き継ぐ覚書と、上天草市市道路線の認定及び廃止に関する要綱の認定条件に適合するため、旧国道部分を新たに市道路線として認定するものです。

市道路線の認定については、道路法第8条の第2項の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが議案説明を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、報告第1号から報告第2号まで2件を経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） よろしく申し上げます。

報告第1号、専決処分の報告についてでございますが、議案書の82ページをごらんください。あわせて議案説明資料の86ページから87ページをお願いいたします。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく、市長専決処分について同条第2項の規定により御報告いたします。

専決第16号、和解及び損害賠償額の決定についてでございますが、平成28年10月20日に上天草市役所大矢野庁舎、駐車場内において発生した車両事故について、車両の所有者と損害賠償の額を決定し和解したもので、平成28年12月13日の専決でございます。この事故は、大矢野庁舎駐車場において、観光おもてなし課職員が公用車を車庫から後進していたところ、徐行中であつた相手方車両の右側側面に接触し損害を与えたものでございます。和解の相手方、損害賠償の額、和解事項は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、報告第2号、専決処分の報告についてでございます。

議案書の83ページをごらんください。あわせて、議案説明資料の88ページから89ページをお願いいたします。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長専決処分について、同条第2項の規定により御報告いたします。専決第1号、和解及び損害賠償額の決定についてでございますが、平成28年9月26日に国道266号、上天草市松島町合津地内において発生した車両事故について運転者と損害賠償の額を決定し和解したもので、平成29年1月19日の専決でございます。この事故は、観光おもてなし課職員の運転する車両が市道馬建青年の家2号線から国道266号に左折しようとした際、国道266号、市道馬建青年の家2号

線に右折してきたオートバイと衝突し運転者に軽症を負わせたものでございます。和解の相手方、損害賠償の額、和解事項は議案書に記載のとおりでございます。

今後はこのようなことがないように、再発防止に向けて職員への指導を徹底してまいります。以上でございます。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第51号、同意第1号上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 議案書84ページをお願いします。

同意第1号上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明いたします。

地方自治法施行規程第17条第1項の規定により、上天草市職員懲戒審査委員会を設置しております。現在5人の委員を任命しておりまして、そのうち2人は市職員を任命することとなっております。市職員の1人が平成29年3月31日をもちまして定年退職となるため、後任を1名任命するものです。同意を求める者の氏名は和田好正総務企画部長でございます。生年月日、住所は議案書記載のとおりでございます。なお、任期は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間となります。

提案理由としまして、上天草市職員懲戒審査委員会委員を任命するには地方自治法施行規定第17条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日、2月21日から23日までは、議案研究のため休会し、次の本会議は24日の午前10時から議案質疑、委員会付託となっております。

なお、質疑をされる方は、22日の正午までに通告書の提出をお願いします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時07分